

# mizuho global news

みずほグローバルニュース

フィリピン共和国:チョコレートヒルズ

2022  
MAR&APR  
vol.117

02

特集

アジア～目が離せない今後の行方～

21

グローバルインサイト

グローバルミニマムタックス制度の  
モデルルールのポイントと  
日系多国籍企業のTo Do

KPMG税理士法人 M&A／グローバル・ソリューションズ  
パートナー・税理士 吉岡 伸朗 氏

COP26の総括と  
今後の気候変動政策の動向

みずほリサーチ & テクノロジーズ 環境エネルギー第1部  
コンサルタント 金池 綾夏

## 2022年、アジア政治の注目点

みずほリサーチ＆テクノロジーズ 調査部 主席エコノミスト 酒向 浩二

2021年を振り返ると、2月1日のミャンマークーデターや8月15日のアフガニスタン政権崩壊など、アジアで世界を震撼させる予期せぬ出来事が起きたことは記憶に新しい。政治の安定性が重要であることが改めて認識された1年だったといえるだろう。そこで、2022年に入って間もない時点での既定の政治日程を踏まえた注目点について確認しておきたい。

### 韓国では革新と保守で分配か成長かを選択

まず、上期では3月に大統領選を迎えるのが韓国である。現与党「共に民主党」から李在明(イ・ジエミョン)現京畿道知事、最大野党「国民の力」からは尹錫悦(ウン・ソクヨル)前検察総長が出馬した。選挙戦は複数の候補が立候補しているが、実質的にこの2人による一騎打ちとなっている。

革新系と呼ばれる現与党は、経済政策では分配を重視し、対外政策では米中摩擦の中でバランスを取る等距離外交を掲げている(図表1)。文在寅(ムン・ジェイン)政権では最低賃金を約3割引き上げるも、不動産価格が都市部の一部で倍増となるなど分配政策の遂行には苦慮し、等距離外交にも腐心してきた。そこで、保守系と呼ばれる最大野党は、ウン・ソクヨル氏自身には国政経験がないものの、起用したブレーンを通じて分配政策と等距離外交の批判を展開してきた。これに対して、イ・ジエミョン氏は、ベーシックインカムの導入など分配重視の論客で知られるが、ブレーンには成長重視の識者や知米派を起用して、中道票の取り込みを図ろうとしてきた。

革新・保守の対決は中道票の争奪がカギとなる。特に若年層の意向が左右するとみられているが、「国民の力」は2021年5月に30代でベンチャー起業家出身の李俊錫(イ・ジュンソク)氏を党首に擁立して若年層の囲い込みを図ってきた。40歳未満のために出馬資格のないイ・ジュンソク党首とウン・ソクヨル氏との関係は一時硬化が伝えられ、小規模な中道野党などに票が流れているようにみられるのは気がかりであるが、分配と成長、等距離と米韓安保のいずれが支持を集めのか、韓国内で白熱した議論の結果は、日本国内の議論とも重なる部分がある。選挙結果は日韓関係にも関係してくるために、注目しておく必要がある。

図表1.韓国の革新と保守の争点

	革新(現与党)	保守(現野党)
経済政策	分配重視	成長重視
対北朝鮮	比較的融和	比較的厳格
対米国	等距離外交	米韓安保重視
対中国	等距離外交	急接近したが、その後ミサイル配備問題などで緊張

(出所)各種報道より、みずほリサーチ＆テクノロジーズ作成

### フィリピンでは強権路線の継承か否かを選択

続いて5月に大統領選を迎えるのがフィリピンである。大統領選候補に、フェルディナンド・マルコス(Jr.)元上院議員、レニー・ロブレド現副大統領、イスコ・モレノ現マニラ市長、マニー・パッキヤオ現上院議員(元ボクシング世界王者)などが出馬している。フィリピンは多党制であり、優勢候補の所属党への合流が進んで与党連合が形成される傾向が強く、事実上、個人投票に近いといえる。

注目されていたのは、ロドリゴ・ドゥテルテ現大統領の長女で、次期大統領にふさわしい人物として前評判の高かったサラ・ドゥテルテ現ダバオ市長の動向であった(図表2)。結局、同氏は出馬を見送り、マルコス氏を

支持する形で副大統領候補に回った。フィリピンの大統領は1期6年で任期満了となるため、6年後に狙いを定めたとの見方もある。サラ氏の支持層がマルコス氏に流れ、序盤はマルコス氏の支持率が高くなっている。マニラなど北部を支持基盤とするマルコス氏とダバオなどの南部を支持基盤とするサラ氏のタッグは、補完関係上でも強力な組み合わせとみられている。

マルコス氏は、長年同国で戒厳令を敷いてきた故マルコス元大統領の長男であり、マルコス時代についてフィリピン国内には批判があるが、麻薬撲滅運動などで時に超法規的な措置も辞さない強権で鳴らすドゥテルテ現大統領はマルコス時代を一定程度評価している。マルコス氏もドゥテルテ現大統領との関係は他候補に比べると比較的良好とされており、現大統領の政策を踏襲する姿勢を示している。

ドゥテルテ現大統領の政策は、経済政策ではインフラ投資を重視する「ビルド・ビルド・ビルド」政策が柱であり、対外政策では、フィリピンの伝統的な親米路線とはやや距離を取り、中国との関係も重視する姿勢を示してきたが、マルコス氏においても、当該政策は継続される可能性が高いと考えられる。

もっとも、ドゥテルテ現大統領の強硬姿勢には反発もあり、他候補の支持が一人に收れんされれば有力な対抗馬となり得る。その場合、現在の内外政策は修正される可能性が高く、ドゥテルテ路線の継承か否かが争点といえよう。

## 秋は中国党大会に世界が注目

下期は、秋に、中国で5年に1度の党大会が開催される。中国政府は経済の安定運営を第一とする方針を示しており、安定を重視した党・政府の体制および政治・経済の指針が示されると見込まれる。

他方で、中国と対峙する米国は、11月8日に中間選挙を控えている。「民主党」と「共和党」は、ともに對中姿勢を厳格化することで、支持を訴える可能性が高い点は留意が必要であろう。4年前の2018年の中間選挙では、政権は「共和党」ながら、議会は「民主党」が議席を伸ばしたが、その後、「共和党」政権が對中姿勢を硬化させることで巻き返しを図り、トランプ前政権の終盤に米中摩擦が先鋭化したことは記憶に新しい。バイデン現政権となって中国との対話機会が持たれているものの、摩擦の解消にはほど遠いといえよう。そういう意味では、2022年の中間選挙で、民主党政権下で共和党が議席を伸ばした場合には、米中摩擦が激化の様相を見せる可能性が高いことを織り込んでおく必要はありそうだ。

## オーストラリアの選挙が地域の米中趨勢に影響か

さらにアジアと米国を跨ぐ太平洋に視野を広げると、オーストラリアは、時期は中国・米国と前後して上期になるが、5月までに総選挙が行われる予定である。同国は2021年9月に米国および英国と軍事同盟であるAUKUSを発足させるなど、親米姿勢が目立っている国の一といえるだろう。オーストラリアは、現与党の保守連合（「自由党」を主軸に「国民党」などと連合）と最大野党の「労働党」の実質的な2大政党制だが、保守連合政権下で人権問題などを巡る対立で対中関係が悪化し、中国がオーストラリアからの石炭輸入を停止するなどの摩擦が生じてきた。それがAUKUS発足の伏線になったと考えられる。保守連合の對中姿勢は頑なであるが、「労働党」の對中姿勢は融和的との見方もある。米中対峙のアジア太平洋における動向は、オーストラリアの選挙結果を受ける側面も出てきそうだ。

## タイ・マレーシアでは解散総選挙の可能性も

また、2023年3月に下院議員の任期満了を迎えるタイと7月に同満了を迎えるマレーシアでは、2022年中に満了前の解散総選挙が実施される可能性がある点も押さえておくことが得策であろう。両国ともに、政治の安定性が近年不安視されている（図表3）。

図表2. フィリピン次期大統領候補

候補	現職・経歴	ドゥテルテ氏との関係
サラ・ドゥテルテ（不出馬）	ダバオ市長	良好（長女）
フェルディナンド・マルコスJr.	元上院議員	良好
レニー・ロブレド	副大統領	対立
イスコ・モレノ	マニラ市長	—
マニー・パッキヤオ	上院議員	対立

（出所）Pulse Asiaより、みずほリサーチ＆テクノロジーズ作成

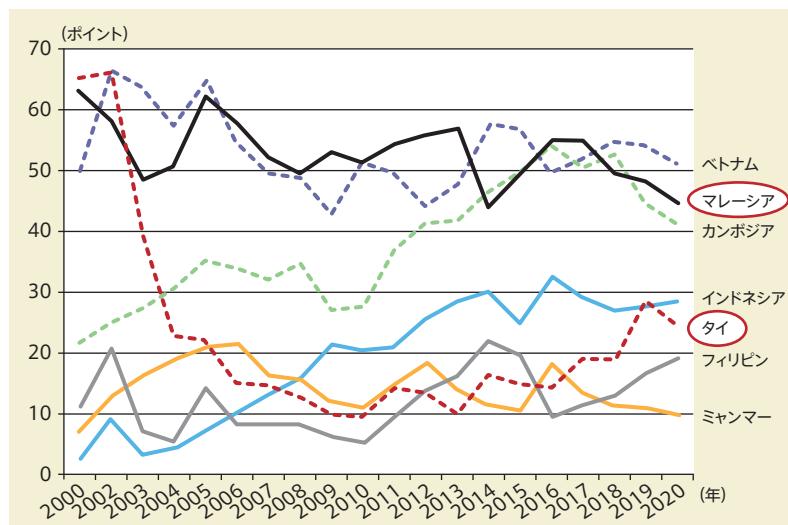
タイは2014年のクーデター以降、軍の影響力の強い政権が続いているが、これに対して、民主的な政治を求める若者らが反発している。選挙が近づくと両者の対立が先鋭化する懸念がくすぶっており、注視が必要である。2019年の選挙で若者の支持を受けて躍進した民主的な改革を掲げる「新未来党」は、2021年2月に憲法裁判所によって解党されたが、その後継として立ち上げられた「前進党」も解党懸念がくすぶっており、同党への圧力が高まれば、若者の反発が再燃される可能性は高い。

さらに、2019年の前回選挙では候補者名と政党名の2票から候補者名の1票に変更されたが、次期選挙では候補者名と政党名の2票に戻るために、比例代表の枠が事実上増える形になる。そのために、大政党がより有利になると見込まれている。地方・農村部で根強い人気のあるタクシン元首相を支持する「タイ貢献党」が、選挙の顔にタクシン氏の子息らを担ぐ動きを見せており、躍進する可能性がある。「タイ貢献党」が、選挙後に反軍的な若者を取り込んで軍を基盤とする現与党中核を担う「国民国家の力党」と対峙姿勢を強めていくのか否かが、タイの政情をみていくうえでの注目点となりそうだ。

マレーシアは、建国以来、「統一マレー国民組織(UMNO)」が中核を担う連立政権が続いてきたが、不正の発覚などで求心力を失って2018年の選挙で「UMNO」は初めて下野した。2020年に連立の組み換えで「UMNO」は連立与党に返り咲いたが、多党の合従連衡が続いて、多民族国家の政局は不安定化しているようみえる。総選挙によって、この情勢が安定に向かうのか、それとも不安定な状況が続くのか、こちらも注目しておく必要がありそうだ。

総じて民主化の歴史の浅いアジアでは、政治と経済はより密接に関係している。特に政治については外部からうかがいしれない部分が残り、事前の予想を覆す事態が起こり得る。それでも、政治の安定性が企業の海外ビジネスにおける必要条件である。選挙などの政治イベント後に、政治の安定性が維持されるのか、それとも、不安定化したり、政策の変更が起こるのか、各国の政治イベント前の争点などから予兆を捉えておくことが得策といえそうだ。

図表3. ASEAN主要国の政治の安定性および暴動・テロの少なさ



(出所) 世界銀行より、みずほリサーチ &amp; テクノロジーズ作成

# RCEPとASEAN経済統合 ～課題となる質の向上と統合の深化～

亜細亞大学アジア研究所 特別研究員 石川 幸一 氏

2022年1月1日に発効したRCEP(地域的な包括的経済連携)協定は、ASEAN(東南アジア諸国連合)が中心となり推進してきた東アジアの地域協力から生まれたFTA(自由貿易協定)である。東アジアの経済統合を主導したのもASEANである。ASEANはASEAN自由貿易地域(AFTA)に続きASEAN経済共同体(AEC)を2015年に創設するとともに日中韓印豪ニュージーランド(NZ)との5つのASEAN+1FTAを2010年までに締結した。東アジアの広域FTAについては、中国が東アジア自由貿易地域(EAFTA:ASEAN+日中韓)、日本が東アジア包括的経済連携(CEPEA:ASEAN+日中韓印豪NZ)を提案した。EAFTAとCEPEAを統合する構想であるRCEPを提案し交渉を主導したのはASEANである。RCEPは中国主導のFTAという見方も多いが、ASEAN中心性を特徴とするFTAである。

## 交渉を主導したASEAN

RCEPのベースとなったのは、ASEANが2012年6月の首脳会議で合意した「地域包括的経済連携(RCEP)のためのASEAN枠組み」である。「RCEPのためのASEAN枠組み」はASEANのFTAパートナー(日中韓印豪NZ)と地域の包括的な経済連携協定をASEAN主導のメカニズムで設立すると述べており、物品の貿易、サービス貿易、投資および合意したその他の分野でASEANの定めた枠組みと原則に従うASEAN中心性(ASEAN Centrality)を交渉の原則とするとしている。

ASEAN中心性はASEANが参加する東アジアの地域協力や経済統合においてASEANが中心的な役割を果たすことを意味している。ASEAN中心性は、①会議を主催するなどの形式的な中心性と②会議でイニシアティブを発揮するという実質的な中心性の2つがある。RCEP交渉はASEAN加盟国が議長国となりASEANで開催されるなど形式的な中心性を実現するとともに実質的な中心性も実現している。まず、16ヵ国で2012年8月に合意した「RCEP交渉の基本指針および目的」は「ASEANのRCEP枠組み」の原則を踏まえている。次に締結されたRCEP協定が「RCEP交渉の基本指針および目的」に沿った内容となっている(図表1)。RCEPの目的(第1条)は、「現代的な、包括的な、質の高い、及び互恵的な経済上の連携」を構築することであるとなっており、これは「基本指針と原則」のRCEPの目的を踏まえたものである。

図表1. RCEP交渉の基本指針

- ①WTO(世界貿易機関)整合性、②ASEAN+1FTAよりも相当程度改善したより広く深い約束、③貿易と投資円滑化、サプライチェーンへの参加国の関与を促進、④特別のかつ異なる待遇、後発開発途上国に対する追加的な柔軟性、⑤既存のFTAの存続、⑥ASEANのFTAパートナーズは交渉参加可能、域外の経済パートナーズは交渉完了後に参加可能、⑦技術協力および能力開発、⑧物品貿易、サービス貿易、投資及びその他の分野の交渉を並行して実施。

(出所) 外務省(2012)東アジア地域包括的経済連携(RCEP)交渉の基本指針及び目的(仮訳)

## ASEAN経済統合とRCEP

ASEANはカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムの新規加盟4ヵ国(CLMV)の経済統合への参加に時間をかけて段階的に進めてきており、AFTAはCLMVを含め高いレベルの自由化を実現している。RCEPは、「すべての国が実施可能なペースで進む」ASEANの経済統合の成果と経験をベースにしており、その例をいくつかあげたい。

## 物品の貿易と原産地証明

AFTAではASEAN6の関税撤廃率は99.3%、CLMVの関税撤廃率は97.7%と高い自由化を25年かけて実現した。RCEPの関税撤廃率91%はAFTAの関税撤廃率98.6%を下回る。RCEPにはASEANのFTA相手の5カ国が参加しているためである。RCEPは7カ国(インドネシア、フィリピン、タイ、ベトナム、日本、中国、韓国)が輸入相手国により関税率が異なる個別譲許方式、残りの8カ国が共通譲許方式を採用しているが、AFTAは同じ関税率を一律に適用するよりシンプルな共通譲許方式である。このように物品の貿易ではAFTAの自由化がRCEPを上回っており、自由化率の上昇がRCEPの課題である。RCEPの原産地規則の実質的変更基準は関税番号変更基準、付加価値基準(40%)およびこの2つの基準の選択方式であり、AFTAの原産地規則を踏襲している。

原産地証明については、AFTAは第三者証明制度だったが、ASEAN全体での自己証明制度の導入が2018年の第33回経済大臣会議で決定され、2020年9月にスタートした。RCEPの原産地証明は第三者証明制度、認定輸出者自己証明制度および自己申告制度(輸出者、生産者、輸入者による)が採用されており、発効後一定期間以内に自己申告制度を導入することが義務となっている。

## サービス貿易と投資

RCEPのサービス貿易章では、日本など7カ国(日本、韓国、インドネシア、マレーシア、シンガポール、ブルネイ、豪州)でネガティブ・リスト方式が採用され、ポジティブ・リスト方式を採用した国(中国、カンボジア、ラオス、ミャンマー、フィリピン、タイ、ベトナム、NZ)は発効後3年以内にネガティブ・リスト方式に転換する手続きを開始し、6年以内に移行を完了しなければならないと規定されている。また、CLMVは12年以内にネガティブ・リストに転換する手続きを開始し15年以内に移行を完了しなければないと長い経過期間が認められている。2020年10月に署名されたASEANサービス貿易協定(ASEAN Trade in Services Agreement : ATISA)はネガティブ・リスト方式が採用された。ただし、ATISAでのネガティブ・リストの採用には経過期間が置かれており、ASEAN6は発効日から5年以内、ベトナムは発効日から7年以内、カンボジア、ラオス、ミャンマーは13年以内となっている。RCEPのサービス貿易の規定はATISAを踏まえた規定となっている。

RCEPの投資章は、特定措置の履行要求(パフォーマンス要求)の禁止についてWTOのTRIMs協定(貿易に関連する投資措置に関する協定)を上回る内容(ロイヤリティ規制の禁止、技術移転要求の禁止)を規定している。ACIA(ASEAN包括的投資協定)は2020年7月に特定措置の履行要求の禁止の範囲を拡大したが、ロイヤリティ規制の禁止と技術移転要求の禁止(投資先企業への技術移転や関連情報の開示等の要求を禁止)は含まれていない。ASEAN加盟国は、ACIAではなくRCEPの規定が事実上の規定となる。

## 電子商取引

RCEPの電子商取引章では、①データ・フリー・フロー(情報の電子的手段による越境移転)を妨げてはならない、②データ・ローカライゼーション(コンピュータ関連設備を自国の領域内に設置する)を要求してはならないことが規定されたが、TPPで規定されている③ソースコードの開示要求の禁止は規定されなかった。ソースコードの開示要求の禁止は、対話をを行い発効後の見直しにおいて対話結果について考慮すると規定されている。2019年1月に署名されたASEAN電子商取引協定(ASEAN Agreement on Electronic Commerce)は、①データ・フリー・フロー、②データ・ローカライゼーションを規定しており、RCEPと同じである。RCEPの規定が拘束的であるのに対しASEAN電子商取引協定は法的な拘束力は弱く目標を示す規定になっている。

## ASEANへの経済効果

ASEANが主導したRCEPだが、ASEANへの経済効果は大きくない。応用一般均衡モデルによるFTAの経済効果研究の専門家であるペトリとプラマーなどの推計によると、RCEPの経済効果は所得増加では韓国、

輸出増加では日本が最大であり、ASEAN各国への効果は小さい（図表2）。RCEP協定がない場合と比べて2030年の所得押し上げ効果はマレーシアが最大で1.03%、輸出ではタイが最大で4.9%である。中国を含め北東アジア3国が高いのは、貿易額の大きな日中間と日韓間でFTAができたためである。ASEANへの経済効果が小さいのはASEAN域内およびRCEPに参加しているすべての国とFTAを締結しているためである。しかし、RCEPにより東アジアの大自由貿易圏が形成され、ASEANが参加するサプライチェーンが拡大緊密化するとともに投資環境の改善によりASEANへの投資の増加が期待されるなどASEAN各国への動態的な経済効果は大きいことはいうまでもない。

## 課題は質の高いFTAへの改善

RCEPはCPTPPより自由化レベルが低くルールも緩く、国有企业、環境、労働に関するルールは含まれていない。これは後発開発途上国が参加できる互恵的なFTAをめざしたためであり、多くの分野でCLMVを主な対象に経過措置が設けられている。

同時にCPTPPの高いレベルを視野に入れた見直しが規定されている。その意味でRCEPはCPTPPへの足がかり（stepping stone）というべきFTAである。サービス貿易、投資、電子商取引、政府調達などの分野で見直しを予定通り行い、21世紀のFTAにふさわしい「質の高い」FTAに改善を行うことがRCEPの課題である。RCEPの規定の多くはASEANの経済統合の諸規定をベースにしており、RCEPの質の向上はASEAN経済統合の深化につながる。CLMが経過期間中にRCEPの規定を施行するための能力開発に向けた支援も必要であり日本の貢献が期待される。

RCEPは中国の影響拡大が懸念される中で発効した。RCEPにおける中国の存在は極めて大きく、GDPでRCEP加盟国の55.4%、人口で61.2%、輸出で45.4%、輸入で55.4%を占めている。中国はRCEPの中で圧倒的な経済大国であり、中国の影響力が強まる可能性があることは否定できない。インドの復帰を働きかけるとともにASEANとその他の国の共同議長制で運営されるRCEP合同委員会においてASEAN中心性を機能させることが重要である。

### 石川 幸一 氏 プロフィール

1949年生まれ、東京外国语大学卒業、日本貿易振興機構（JETRO）、国際貿易投資研究所（ITI）を経て2005年4月から2019年3月まで亞細亞大学アジア研究所教授、専門はASEANの経済統合、アジアの経済統合。共著に「岐路に立つアジア経済」（2021年、文真堂）など多数。

図表2. RCEPの経済効果

（単位: %）

	所得増加	輸出増加
ブルネイ	0.53	0.6
インドネシア	0.18	2.8
マレーシア	1.03	2.5
フィリピン	0.39	3.7
シンガポール	0.05	▲0.5
タイ	0.88	4.9
ベトナム	0.97	4.4
その他ASEAN	0.56	4.5
日本	1.22	11.2
中国	0.46	4.7
韓国	1.27	6.0
豪州	0.06	0.6
ニュージーランド	0.28	1.2

（注）ベースラインは2030年の所得・輸出

（出所）Cyn-Young Park, Peter A. Petri, and Michael G. Plummer (2021), "Economic Implications of the Regional Comprehensive Economic Partnership for Asia and the Pacific." Asian Development Bank.

# インドにおけるPLI(生産連動型インセンティブ)の動向と日本企業へのインプリケーション

インベストインディア・ジャパンプラス 鈴木 潤一郎 氏

## はじめに

各種調査によりインドが日本企業の「次の」有望な投資先と目されてきて久しいが、そのポテンシャルはフルに顕在化してこなかったのは否めない。しかし、インドが唱える「マイク・イン・インディア」、「自立したインド(Self-reliant India)」のスローガンの下、フェーズは変わりつつある。インドは多くのデジタル人材や技術を抱える「デジタル大国」としてだけでなく、その巨大な内需を利用して製造業の拠点としての地位を高めつつある。例えばインドは既に生産量で携帯電話、粗鋼は世界第二位、医薬品は同第三位、自動車は同第六位の生産国なのだ。本稿では、生産連動型インセンティブ(PLI, Production Linked Incentive)というインド肝煎りの製造業振興策の動向とそこから見えてくる日本企業へのインプリケーションについて考察してみたい。

## PLIおよびインド政府の製造業振興策

### 1. PLIとは

インドにおいては長年、製造業振興が課題だった。2014年に誕生したモディ政権は、インドに外資を誘致し魅力的な製造ハブを構築することで高い経済成長と雇用創出をめざす「マイク・イン・インディア」、次いで打ち出した「自立したインド」のスローガンの下、製造業振興を進めてきた。数値目標として製造業のGDPに占める割合を15%程度から2025年までに25%とする目標を掲げている\*1。

この目的の達成のため2020年3月以降、大々的に打ち出されたのが、PLIスキームだ。PLIは13分野で1.97兆ルピー(約3兆円)の予算を確保し、成長/戦略分野の投資・売り上げを補助により後押しすることで、国際競争力を高めて輸出の強化・輸入の削減を図ることを目的としている。対象は、携帯電話や半導体等の電子機器・部品、通信、自動車、蓄電池、太陽電池(PV)モジュール、医薬品、医療機器、特殊鋼等戦略的な分野が選ばれている。インド政府はPLIの実施により、5年間で国内生産額を約37.5兆ルピー(約56兆円)以上、雇用は1,000万人以上増加させることを期待している。

### 2. PLIの源流である輸入代替による電子産業振興

インド政府が製造業振興に本腰を入れるきっかけとなりPLIの源流となったのは電子産業振興策だ。インドは、デジタル化の進展とともに重要さを増している電子産業の国内付加価値が低く、電子機器・部品は対中国を中心に大幅な貿易赤字を続けてきていることが悩みの種だった\*2。これは、インド国内の電子産業がノックダウン生産を主としており、主要電子部品を輸入に頼っているためだった。

こうした状況を打破し、国内における電子産業に関するサプライチェーンを構築するため、2012年の「国家電子産業政策2012(National Policy on Electronics 2012)」をアップデートする形で2019年に発表された「国家電子産業政策2019」は、チップセットを含むコア部品の開発能力を奨励し、国際競争力を高め、インドを電子産業のシステム設計・製造のハブとして位置付けることを目的としている。具体的な手段として、①電子部品と半導体の設備投資を支援し電子部品の国内サプライチェーンを整備するスキームである「SPECS」、②電子機器製造クラスター(工業団地)構築というインフラ面で支援する「EMC 2.0」スキーム、③次いで電子産業も対象に生産規模拡大を促進するPLIが導入され、④さらに2021年12月に総額7,600億ルピー(約1.2兆円)規模の予算を用意し、前工程から後工程を含む半導体とディスプレイ製造を大々的

に奨励する「インド半導体ミッション」が立ち上げられた(図表1参照)。これらの動きに呼応するかのように、インドを代表する財閥であるタタグループが半導体生産を検討していることがたびたび報じられている<sup>\*3</sup>。

インド政府は、2026年までに電子産業の生産額を2020年度の750億米ドルから3,000億米ドルまで4倍に引き上げることを目標としている<sup>\*4</sup>。同目標では生産増加額の約4割を携帯電話が占めると予測しているが、上記インド政府の電子産業振興への努力が、携帯電話の短期間でのインドにおけるエコシステム構築という形で結実した点を強調したい。インドにおける携帯電話関連の生産拠点は2014年の時点で2つのみだったのに対し、2019年の時点で200以上まで急増し、生産額は2014年度の約1,900億ルピー(約2,900億円)から、2020年度には約2.2兆ルピー(約3.4兆円)まで、生産台数は2014年度の約6千万台から2020年度の約3億台まで増加し、生産量で世界第2位の製造国となつた<sup>\*5</sup>。中国系携帯電話メーカーの進出だけでなく、iPhone受託製造企業(台湾のフォックスコン、ペガトロン、ウイストロン)およびサムスンの進出を呼び込んだ。iPhone11、12に続き、近い将来最新モデルのiPhone13がインドで生産される、との報道もされている<sup>\*6</sup>。ここまででの成功を短期間で収めることができた理由は、巨大な市場による規模の経済が働いたこと、および上記のようなインセンティブ措置のみならず、インド政府が携帯電話について2016年以降、段階的製造プログラム(PMP、Phased Manufacturing Programme)という枠組みの下で部品関税を段階的に引き上げることによって輸入を削減し、生産の現地化を促進してきた、という点にも留意が必要だ<sup>\*7</sup>。

PLIの建前としては、巨大な内需を元に規模の経済を活かして国内生産を拡大・効率化し、同時に輸出を拡大することで、「グローバルサプライチェーン」への参画をめざす、ということだが、時折PMPが意図した「輸入代替型の産業育成」としての顔をのぞかせる<sup>\*8</sup>。結果的に現在のインドの製造業振興策の意図は、「先端技術を持つ外資の力を借り、水際措置も活用しつつ国内生産を拡大することで国内需要を代替し、多額の貿易赤字を抱える中国からをはじめとした輸入を抑制し、かつ余勢を駆って輸出をもめざしていく」いいとこどりであるともいえる<sup>\*9</sup>。

図表1. インドの主な電子産業支援策一覧

名称	内容	募集期間	適用期間	予算総額(億ルピー)
電子部品・半導体製造促進制度(SPECS)	電子部品・半導体製造に関する機械・設備投資額の25%を補助	2020年4月1日から3年間	5年間	329(約507億円)
修正電子機器製造クラスター制度(EMC2.0)	工業団地および共有設備整備に関する事業コストを補助(工業団地:50%、共有設備:75%)	2020年4月1日から3年間	5年間	376(約579億円)
PLI	携帯電話につき、基準年比の売上高の増分に4～6%を掛けた分を補助	2020年4月1日～7月31日	5年間	4,095(約6,306億円)
	電子部品(半導体デバイス等)につき、基準年比の売上高の増分に4～6%を掛けた分を補助(第1ラウンドは3～5%)	第1ラウンド:2020年4月1日～7月31日 第2ラウンド:2021年3月11日～3月31日	第1ラウンド:5年 第2ラウンド:4年	
	IT/ハードウェア(PC、タブレット、サーバー等)につき、売上高の増分に1～4%を掛けた分を補助	2021年4月15日～4月30日	4年間	732(約1,127億円)
インド半導体ミッション	①半導体生産につき、プロジェクトコストの最大50%を補助(ノードサイズによる、最低2件)	2022年1月1日～2月15日	原則6年間	7,600(約1.17兆円)
	②化合物半導体、シリコンフォトニクス、センサーおよび半導体パッケージング(ATMP/OSAT)について設備投資の最大30%を補助	2022年1月1日から3年間	3年間	
	③半導体設計:対象経費に対して最大50%補助/半導体設計の売上に対して4～6%の奨励金供与(インド企業のみ)	2022年1月1日から3年間	3年間	
	④ディスプレイ製造プロジェクトコストの最大50%を補助(2件まで)	2022年1月1日～2月15日	原則6年間	

(出所) インド政府資料から、筆者作成

### 3. PLIの基本設計および実施状況

ここで改めてPLIの基本設計について確認してみたい。PLIはどの分野も基本的に、一定額の投資と基準年(2019年)比で一定の売り上げ増を達成した場合に、5年程度の期間において毎年、当該売り上げ増分に一定の比率(数%から十数%)を掛けたインセンティブを受けることができる、という設計だ。原則、条件を満

たすためには数年以内の数十億円規模の投資コミットが必要だ(投資を始めていれば、計画未達の場合でもペナルティはない)。さらに、インドにおいてそれほど生産されていない高度な技術が必要な製品を優先し、多くの分野で一定の付加価値を国内で付けることを求めている。加えて、いくつかの分野で投資額の規模により大規模投資とそれ以外の申請枠(中小規模投資や国内企業向けの枠)を設け、グローバル企業だけでなく、インド地場企業にも多くの機会を与えていたのが特徴だ。これにより、産業の高度化と地場企業の振

図表2. PLI 14分野の実施状況

分野	サブ分野	予算枠 (億ルピー)	申請期間	承認企業数	投資コミット (投資済額) /目標総額 (億ルピー)	主な承認(申請) 外国企業
①大規模 エレクトロニクス	携帯電話	4,095	2020年4月1日～7月31日	10社	1,100(2020年 4月1日以降、約 300億ルピーの 投資が実施)	フォックスコン(台)、サムスン(韓)、 ペガトロン(台)、ウィストロン(台)等
	電子部品(半導体デ バイス等)		第1ラウンド: 2020年4月1 日～7月31日	6社		AT&S(オーストリア)、ウォルシン (台)、シリコンパワー(米)等
			第2ラウンド: 2021年3月11 日～3月31日	16社		TDK(日)、ビシェイ(米)、ヴィステコ (独)、Rakon(NZ)等。インド企業 が主
医薬品	②医薬品(PLI1.0): 主要原料(KSM)、医 薬品中間体、有効医 薬品成分(API)	694	第1ラウンド: 2020年10月 29日～11月30日	42社(申請215社)	435	インド企業が主
			第2ラウンド: 2021年4月30 日～8月31日	8社(申請24社)	15	インド企業が主
	③医薬品(PLI2.0) (体外診断用医療機 器(IVD)を含む)	1,500	2021年6月2日～8月31日	55社(うち20が中小 零細)(申請278社)	1,500 (※成果目標)	インド企業が主
④医療機器		342	第1ラウンド: 2020年10月 29日～11月30日	13社(申請28社)	80	ニブロ(日)、シーメンス(独)、GE (米)等。インド企業が主
			第2ラウンド: 2021年4月30 日～8月31日	8社(申請14社)	26	フィリップス(蘭)他。インド企業が主
⑤ITハードウェア(PC、タ ブレット、サーバー等)		732	2021年4月15日～4月30日	14社(申請19)	252 (※見込み)	デル(米)、ウィストロン(台)、フレッ クス(星)等。インド企業が主
⑥通信		1,219	2021年6月4日～7月3日	31社(大企業15社 (外資7社、インド企業 8社)、中小零細企業枠 16社)	334	フォックスコン(台)、ノキア(フィンラ ンド)、フレックス(星)、コムスコープ (米)、ジェイビル(米)、サンミナSCI (米)等
⑦食品加工		1,090	2021年5月2日～6月24日	カテゴリー1(大企業): 60社(申請91社) カテゴリー2(革新的/ 有機的製品): 12社 カテゴリー3(海外ブ ランディング等支援): 71社	606 (※成果目標)	ネスレ(スイス)、ヒンドスタンユニ ーバ(英)等
⑧太陽電池(PV) モジュール		450	2021年5月31日～6月30日	3社で計10.5GW、 445億ルピー分が承 認されたとの報道(申 請16社、計55GW)	445	※インド3社が落札(ジンダル(139 億ルピー、4GW)、シルディ・サイ (187.5億ルピー、4GW)、リライア ンス(119億ルピー、2.5GW))
⑨白物家電	エアコン	624	2021年6月15日～9月15日	26社(申請31社)	390	ダイキン(日)、パナソニック(日)、日 立(日)、日本電産(日)等。インド大手 も承認
	LED照明		2021年6月15日～9月15日	16社(申請21社)	72	※インド企業が主
⑩先端化学・セル(ACC) 電池		1,810	2021年11月12日～12月 31日	受付終了(応札は計10 社で計130GWh相当)	4,500 (※成果目標)	※インド企業が主。ヒュンダイ(韓)が 申請
⑪自動車・同部品		2,594	2021年11月11日～1月9日	完成車(二輪、三輪を含 む): 20社(申請29社) 部品: 申請86社(承認 審査中)	4,502 (※完成車のみ)	スズキ(日)、ヒュンダイ(韓)、キア (韓)、フォード(米)、ピアッジオ(伊) 等
⑫繊維製品		1,068	2022年1月1日～2月28日	受付中 (※2月22日現在)	1,900 (※成果目標)	
⑬特殊鋼		632	2021年12月29日～3月29日	受付中	4,000 (※成果目標)	
⑭ドローン・同部品		12	未公募	未公募	500 (※成果目標)	

(出所)インド政府発表、インベストインディア資料、報道から、筆者作成

興を同時に図ろうとしている。

これまでに承認された14のPLIについては、ローン以外公募が実施されてきている(図表2参照)。2022年2月1日に提出され審議中の2022年度予算案においても、2030年までに太陽光発電容量を280GW設置するという野心的な目標に向け、太陽電池(PV)モジュールのPLIについて1,950億ルピー(約3,000億円)の追加割り当てが行わること、また、通信分野において5Gのエコシステム構築のために設計主導の新たなPLIが設定されることが発表された。

今後は、例えば、近い将来詳細が発表される予定のクリーンエネルギーへの移行のためにインドをグリーン水素の生産・輸出のグローバルハブにすることをめざす「国家水素ミッション」においても、水素生産や水素生産装置(水電解装置)に何らかのインセンティブ措置を与えると目されている。戦略分野への「PLI型」の製造業支援策は今後も継続・拡大されていくだろう。

## PLIのインプリケーション

PLIはまだ実施段階に入ったばかりでありその最終的な成否を判断するのは時期尚早だが、現時点でのインプリケーションは以下のようにまとめることができる。

### 1. インドにおけるFDI流入の呼び水

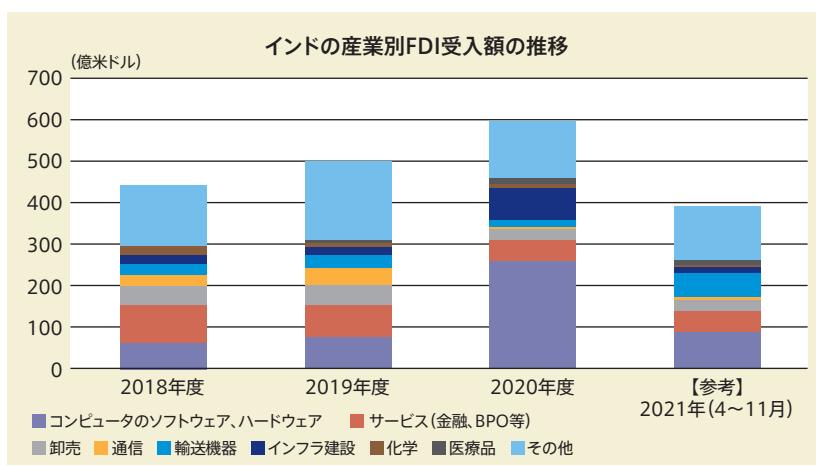
インドはコロナ禍においても外資が流入している。インドは昨年度(2020年4月～2021年3月末)、前年度比10%増となる過去最高の817億米ドル(約9兆円)のFDIを受け入れ、インドは世界で第5位のFDI受け入れ国となった。

その内訳を見ると、特徴としてまずデジタル関連投資が急増したことがあげられる(「コンピュータソフトウェアおよびハードウェア」が株式資本ベースで全体の約44%のシェア)。足元(2021年4～11月)では輸送機器への投資も伸びている。

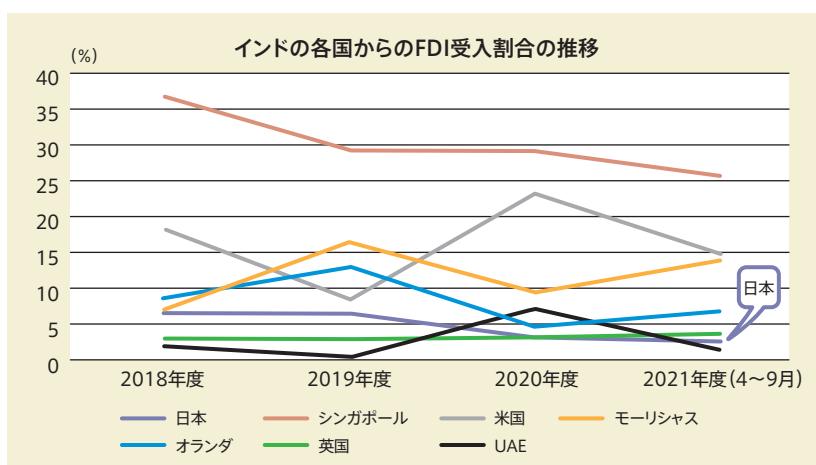
次に、米国からの投資が大幅に増え(米は前年度比約227%の増加)\*10、近年首位のシンガポールとそれぞれ、約29%、約23%と大きな割合を占めたことがあげられる(図表3参照)。対して昨年度の日本からの投資シェアは3.3%にとどまり、相対的に伸び悩んだ。世界の企業はコロナ禍においてもインドにおけるビジネスチャンスを捉え投資を加速化しており、今後PLIとの相乗効果がさらに発揮されるとみられる。

ここでFDI増加要因の一つでもある、インドにおけるビジネス環境関連の改革の進展についても触れておきたい。

図表3. インドの分野別/国別FDI受け入れ



(出所) インド商工省DPIIT「FDI Statistics」、政府報道発表から、筆者作成



(出所) インド商工省DPIIT「FDI Statistics」から、筆者作成

ここ数年のインド政府の政策実現力は目を見張るものがあり、大胆な改革を矢継ぎ早に実施している。それらは、法人税率の大幅引き下げ<sup>\*11</sup>、州ごとに分かれていた間接税の全国一律の物品・サービス税(GST)への統合、外資規制緩和(小売・保険等)、破産倒産法施行、労働者に対する解雇規制を緩和する労働法改正といったものだ。さらに興味深いところでは2022年度予算案において、デジタル通貨の同年度内の導入が発表された。

もちろん、インドのビジネス環境の主な課題である、価格コンシャスな市場における激しい競争、煩雑な行政手続き、土地取得の難しさや道路、電力等のインフラの不十分さといった面は一朝一夕には克服できないことは事実であるが、昨今のインド政府の実行力や巨大な国内市場をてこにした「バーゲニングパワー」にインセンティブ措置が起爆剤になり、携帯電話に見られるように名だたる外資企業の誘致が始まっている<sup>\*12</sup>。インドで進むデジタル化と同時に急拡大するデジタルインフラ・装置・電子機器/部品・半導体の巨大な需要をいかに「地産地消」としていくか、インド政府の動きは止まる所を知らない。インドには「願望」が「夢想」で終わらない迫力と実行力が備わりつつあり、新たなビッグネームの参入がいつ報道されても驚かない状況で、日本側の認識も「アップデート」が必要だ。

## 2. PLIの日本企業へのインプリケーション

### (1)日本企業の活用状況

日本(日系)企業のPLI活用状況を見ると、日本企業が従来型モノづくりに強く、デジタル関連では米台韓に後れを取っている現状を如実に反映している。特に日本企業の関心が高かったエアコンPLIは、ダイキン(コンプレッサー、制御装置、モーター等。53.9億ルピーの投資コミット(以下同))、日立(クロスフローファン、熱交換器等、10.1億ルピー)、パナソニック(制御装置、熱交換器等、5億ルピー。25億ルピー投資のコンプレッサーは審査中)、日本電産(モーター。5.2億ルピー)が承認され、存在感を発揮した。その他、ニプロが医療機器(人口透析器。18億ルピー)で承認され、TDKが電子部品(キャパシタ)で承認を受けている。対して、携帯電話、通信、ITハードウェアといった分野で承認を受けることはなかった。

今後はインドにおける日本企業最大の進出分野である自動車・同部品のPLIについて、完成車部門で承認されたスズキ以外の承認の行方<sup>\*13</sup>、さらにインド半導体ミッションや国家水素ミッションについて日本企業がどれほど反応できるかも注目される。昨今の日印関係の更なる強化、サプライチェーン強靭化の必要性の高まりを背景<sup>\*14</sup>に、インド政府の日本企業へのPLIを活用した投資への期待は非常に高い。

### (2)経営ローカル化の進展が活用の鍵

PLIの実際の申請手続きを見てみると、細かな募集要項を読み込み、販売・投資計画等、多くの書類作成を英語で行う必要があること<sup>\*15</sup>、加えて申請期間も1～数ヶ月程度と比較的短めなため、迅速な社内判断・準備が必要であり、現地のインド人スタッフをいかに活用できるかが鍵だ。ここまで日本企業の動きを見ても、経営のローカル化が進んでいる企業に一日の長があると感じる。特にインド政府とのコネクションを持つローカル人材の活用は重要だ。また、自らが申請をしなくとも、PLIを機に投資拡大する外資やインドの財閥系を中心とした企業に対してパートナーやサプライヤーとして売り込んでいくことも一考に値するだろう。

### (3)たゆまぬ情報収集が必要

PLIは、電子産業分野においてコロナ禍により多くの企業が1年目の条件を達成できなかったため1年間の適用期間延長を認めたり、予算枠を使い切らなかった分野において「第二ラウンド」と称した追加募集を実施したり、ドローンのように急遽分野が追加されたりする等、インドらしい「機動性・柔軟性の高さ」も特徴だ。今後、水素生産装置(水電解装置)、電力設備、ウェアラブル端末、ゲーム機等、隨時対象分野が追加される可能性がある。PLIや類似の巨額のインセンティブの恩恵を投資計画に織り込んでいくためには、日頃からインド政府とのネットワークを築き情報収集にあたるとともに時にはインド政府に対象分野の要望を打ち込んでいくしたたかさも求められよう<sup>\*16</sup>。

## おわりに

インドの魅力の柱は、①人口動態からも向こう数十年にわたり成長が見通せ、近い将来世界第三位となると見込まれる市場<sup>\*17</sup>、②安価な労働力および高度なデジタル技術者の双方が豊富であること、そして、③民主主義という価値観を我が国と共有する点であり、今後その魅力を相対的に高めることはあっても損なうことはないだろう。

上記魅力に加え、コロナ禍で露呈した生産の一極集中の危険性の認識による生産分散先候補としてのインドの浮上、インドが導入する野心的な産業政策、それに基づくPLIや類似スキームによる大規模なインセンティブ措置が外資導入の起爆剤となることで、携帯電話に続き他分野においてもエコシステムが急速に構築されていく可能性がある。昨今日本企業の電子産業での地盤沈下が言われるが、仮に日本企業にとって「枯れた技術」であっても、電子産業の基盤が脆弱であるインドにおいては必要とされる可能性も高く、モノづくり技術・ノウハウの維持の観点からもインドへの投資を一考する価値があるのではないか。そして、PLIや各種「国家ミッション」は、「マイク・イン・インディア」、「自立するインド」を具現化する国家プロジェクトであり、その一翼を担う企業はインド政府にとっても尊重され、「守るべき対象」となることを意味することも特筆される。

インドはASEAN等と比べるとたやすくない市場ではあるが、インド自動車市場の約半分を占めるマルチスズキ、おむつ市場の4割を占めるユニ・チャーム、エアコン市場の約2割を占めるダイキンを筆頭にいち早くインドの懐に飛び込むことで成功している日本企業も少なくない。インドはデジタル化の波に乗り自信と誇りを高め、官民ともにダイナミックに変化する姿を見せつつある。ユニコーンに代表される多様なスタートアップやモノづくり企業が百花繚乱で勃興するインドは日本の高度成長期を思わせる。そしてそのインドの変化を確信する米国、シンガポール、韓国、台湾等の外資企業もインドを「もう一つの拠点」として選択しつつある。インドが文字通り、日本企業にとっての「次」の投資先として顕在化することを願ってやまない。(執筆日:2022年2月22日)

### 【参考文献】

- ・インド政府報道発表:<https://pib.gov.in/allRel.asp>
- ・インベストインディア・ウェブサイト:<https://www.investindia.gov.in/ja-jp/>
- ・インド電子情報技術省ウェブサイト:<https://www.meity.gov.in/esdm/policies>
- ・インド商工省産業国内取引促進局ウェブサイト:<https://dpiit.gov.in/>
- ・インド・ブランド・エクイティ基金(IBEF)ウェブサイト:<https://www.ibef.org/industry/manufacturing-sector-india.aspx>

- \*1 2020年度時点で製造業のGDPに占める割合は17%と目標の達成は厳しい状況(インド統計・計画実施省のデータによる)
- \*2 インドの2020年の電子機器(HS85)の輸入は429億米ドル、同分野の貿易赤字は294億米ドルとなっている。そのうち対中赤字は172億米ドルで約6割を占める(インド商工省Monthly EXPORT IMPORT DATA BANKにより筆者計算)
- \*3 India's Tata in talks to set up \$300 million semiconductor assembly unit, The Economic Times, 2021年11月26日  
<https://economictimes.indiatimes.com/news/company/corporate-trends/indias-tata-in-talks-to-set-up-300-million-semiconductor-assembly-unit/articleshow/87928663.cms>
- \*4 \$300 BN SUSTAINABLE ELECTRONICS MANUFACTURING & EXPORTS BY 2026, Roadmap and strategies, ICEA  
<https://static.pib.gov.in/WriteReadData/specificdocs/documents/2022/jan/doc20221247801.pdf>
- \*5 インド電子情報技術省報道発表(2021年11月2日)による。<https://pib.gov.in/PressReleasePage.aspx?PRID=1769008>
- \*6 Apple to begin iPhone 13 production in India soon, Hindustan Times, 2021年12月23日  
<https://tech.hindustantimes.com/mobile/news/apple-to-begin-iphone-13-production-in-india-soon-71640256832151.html>
- \*7 PMPはこれまでに携帯電話やテレビ、医療用X線装置、LED照明等で導入されている
- \*8 直近では、PLIの分野の一つであるローンについて、2022年2月9日の通知により、即日施行で輸入が原則禁止された(部品の輸入は対象外)
- \*9 中国はインドの最大の輸入相手国であり、対中貿易赤字は2020年に約400億米ドルを計上したが、これはインド全体の貿易赤字の約4割にあたる(同前掲注)。インド政府は2020年4月に主に中国を念頭に、国境を共有する国の企業・当該国民からの投資を一律に事前許可制に規制強化したことも合わせて考えると経済安全保障面での考慮も伺える。PLIのエアコン部門に申請した美的集団やハイアールといった中国企業はこの外資審査に付されたため、承認はペンディングとされた
- \*10 テランガナ州ハイデラバードにおけるアマゾンのデータセンター開設(27.7億米ドル)が寄与した。米IT企業の投資が巨額のFDIをインドにもたらしている  
After Amazon, Microsoft planning \$2 billion data centre in Telangana, Times of India, 2021年7月23日  
[http://timesofindia.indiatimes.com/articleshow/84664389.cms?utm\\_source=contentofinterest&utm\\_medium=text&utm\\_campaign=cppst](http://timesofindia.indiatimes.com/articleshow/84664389.cms?utm_source=contentofinterest&utm_medium=text&utm_campaign=cppst)
- \*11 内国法人(外資を含む)への法人税の基本税率(総収入金額等が40億ルピー超の場合)は30%だが、製造業の法人を2023年3月31日までに設立し製造を開始した場合、15% (実効税率17.16%) が適用可能。さらに現在審議中の2022年度予算案では、この軽減税率を2024年3月31日まで延長することとしている
- \*12 携帯電話・電子部品関連では、PLIスキームにおいて台湾系のiPhone受託製造企業やサムスンといった承認企業から計1,100億ルピー(約1,700億円)の投資コミットがなされている
- \*13 自動車・同部品PLIは、完成車のみ承認企業が公表されており、完成車についてはスズキ(スズキ・モーター・グジャラート)の承認がなされた
- \*14 日印両国は「特別戦略的グローバル・パートナーシップ」を掲げており、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた連携に始まり、産業競争力強化、サプライチェーン強靭化に関する協力を推進している。サプライチェーン強靭化に関する協力においては、2021年4月に日印豪間で「サプライチェーン強靭化イニシアチブ(SCRI, Supply Chain Resilience Initiative)」を立ち上げた  
<https://www.meti.go.jp/press/2021/04/20210427004/20210427004.html>
- \*15 PLI申請書の例(ITハードウェア): [https://pliithw.com/docs/app/Application%20Form\\_PLI%20for%20IT%20Hardware\\_22.03.2021.pdf](https://pliithw.com/docs/app/Application%20Form_PLI%20for%20IT%20Hardware_22.03.2021.pdf)
- \*16 インド政府は企業の要望を織り込みながら各種インセンティブ措置の制度設計を行っている。また、筆者が出向しているインド商工省傘下のインベストインディア・ジャパンプラスはPLIの情報提供等申請関連の支援を行っている
- \*17 インド政府は、2025年までのGDP5兆米ドル到達を目標に掲げている

### 鈴木 潤一郎 氏 プロフィール

1998年経済産業省(当時通商産業省)入省。以来、経済連携協定(EPA/FTA)、TPP、WTO、投資協定(BIT)等、通商貿易分野を主に担当。2014年～2017年にフィリピン大使館勤務(商務担当書記官)。2021年より、インド商工省傘下のインベストインディア・ジャパンプラスに出向中。

# 中国水素燃料電池産業概要、政策等を踏まえた成長ポテンシャルについて

みずほ銀行 国際戦略情報部 参事役 安本 佑

## はじめに

本稿では、主に自動車向け水素燃料電池分野における中国の状況について概観を示し、政策面や主要企業の状況を踏まえた成長ポテンシャルについて概述する。日本企業にとっては競合ひしめくレッドオーシャンとも、新材料の需要分野たるブルーオーシャンともいえる市場であり、今後、日本企業がどのように向き合うか、考えさせられる市場となることだろう。なお、特に断りがない限り、本稿では水素燃料電池車はFCV、電気自動車はBEV、プラグインハイブリッド車はpHEVと呼称する。

## 日中のFCV規模感、中国におけるBEV・pHEVと比べた時のFCV規模感

中国と水素燃料電池、意外な組み合わせに思えるが、日本と比べても相応規模を有するのが現状である。図表1にあるように、2021年こそ、中国のFCV販売台数は約1,600台と、日本の約2,500台に差があるものの、2020年はほぼ拮抗、2019年に至っては中国の方が販売台数は多かった状況にある。また、日本では保有台数、中国では2015年以降の累積販売台数では中国の方が台数は上回っている。勿論、日中で単純比較はできないものの、中国がFCVに無関心ではないことを示唆されるデータである。

一方、中国といえば、BEVの浸透が日本より先行しているとの印象もあるだろう。実際に日中で比較できる2020年では、中国のBEV・pHEVの販売台数は136.6万台、日本は約3.3万台だった。2022年1月に発表された中国の2021年BEV・pHEV販売台数は約352万台であり、過去最高に達した。

図表2では、改めて中国のBEV・pHEVが販売、保有ともに急拡大している様子を示している。図表1と異なり、グラフの目盛り単位が『万』であることを強調しておきたい。つまりFCVとの差は2,000倍である。

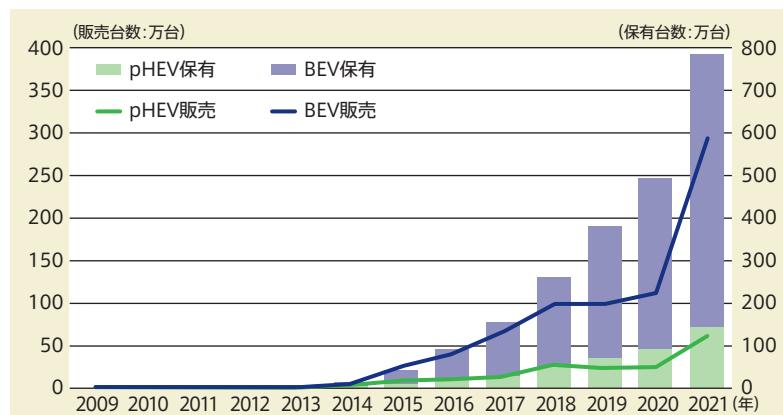
図表1. 日中のFCV販売台数・保有台数(中国は累積販売台数)推移



(注)日本は年度データ、乗用車のみ。2021年は日本自動車工業会の月次FCV販売台数を1~12月期で足し上げた暦年ベース

(出所)中国自動車工業協会、次世代自動車振興センター、日本自動車工業会より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

図表2. 中国BEV・pHEV販売・保有台数の推移

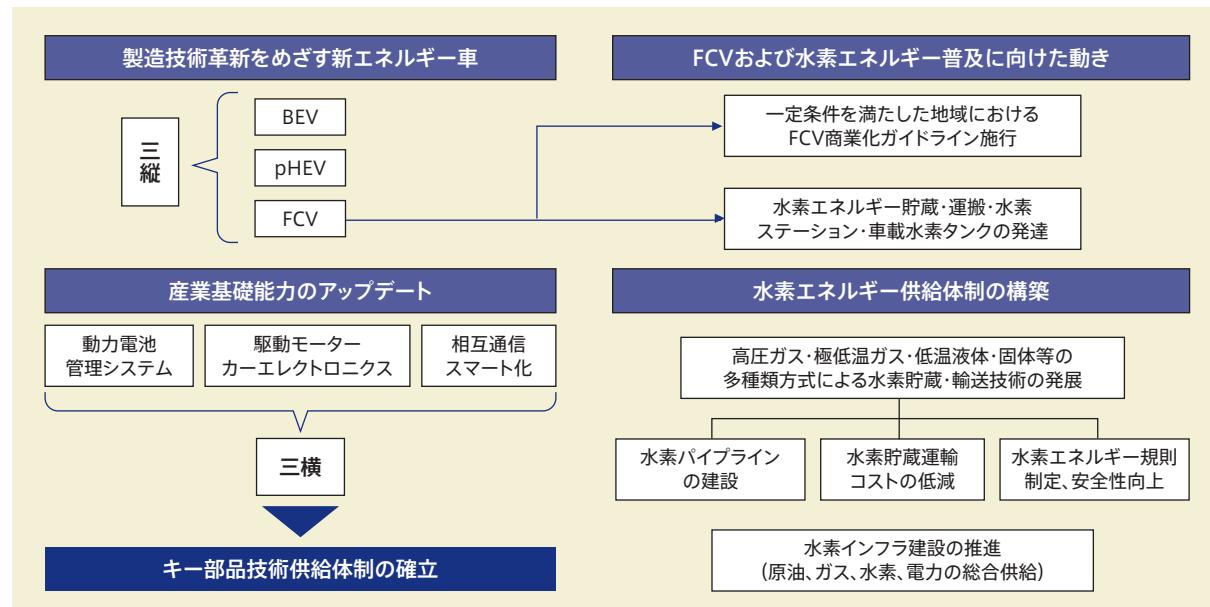


(出所)中国工業信息化部、中国公安部、中国自動車工業協会より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

図表1と図表2に見たようにBEV・pHEVとFCVの販売台数の差を比べるとFCVが新エネルギー車の中に占める地位は大きくなることは明確である。しかし、実は中国政府はBEV、pHEVと2,000倍の差があるFCVをBEV、pHEVと政策上、同列に扱い、新エネルギー車の一翼として、FCV、広い意味での水素燃料電池を強化しようとしている。政策の概略からその状況を見ていきたい。

## 2000倍の差でも政策は同列:FCVを巡る政策支援

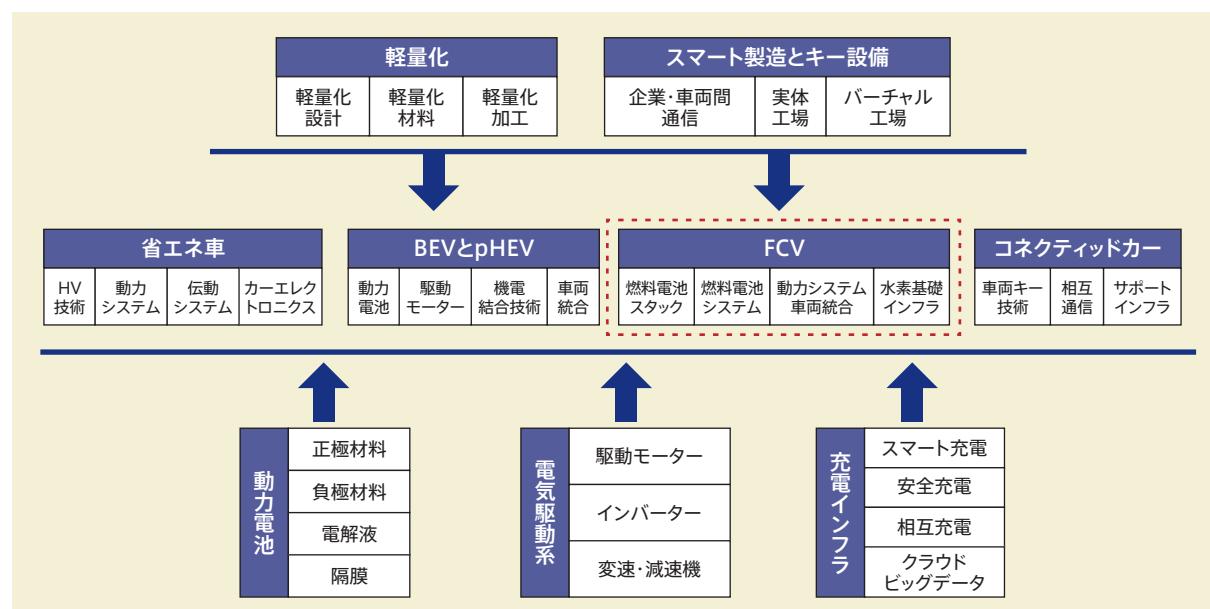
図表3. 新エネルギー車産業発展計画(2021～2035年)概要(2020年10月20日付公布)



(出所)『新エネルギー車産業発展計画(2021-2035年)』(2020年10月20日付、中国国務院弁公庁より通知)より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

『新エネルギー車産業発展計画(2021～2035年)』(2020年10月20日付公布)では、BEV、pHEV、そしてFCVの3つにつき、車両製造技術革新をめざす『三縦』と明記、動力電池と管理システム、駆動モーター・カーエレクトロニクス、相互通信・スマート化技術の3点を『三横』と総称し、その発展のためには基幹部品技術をなす『三横』を発展させるとの方向性を明確化させた。加えて、FCVについてはそのエネルギー源で

図表4. 省エネと新エネルギー車技術ロードマップ2.0①研究領域(2020年10月27日発表)



(出所)『省エネと新エネルギー車技術ロードマップ2.0』(2020年10月27日付、中国汽車工程学会名で発表)より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

ある水素自身の供給についても言及し、単純にFCVの車体を作れれば良い、のではなく、その部品や周辺インフラを含めて、水素エネルギーの実用化をめざすとの内容である。

車体だけではなく、部品や関連インフラも含めた発展をめざす政策方向性は同計画にとどまらない。同計画公布の1週間後に発表された『省エネ新エネルギー車技術ロードマップ2.0』でも同様の方針が示されている。

図表4は同ロードマップにおける研究領域であるが、FCVにおいては先日の計画と同じく車両だけではなく、コンポーネントと水素インフラが明記されるとともに、FCVの高付加価値につながる周辺分野の製造技術やスマート化も含む内容となっている。

図表5. 省エネと新エネルギー車技術ロードマップ2.0②FCVロードマップ(2020年10月27日発表)



(注)RMB:人民元、MPa:メガパスカル

(出所)『省エネと新エネルギー車技術ロードマップ2.0』(2020年10月27日付、中国汽車工程学会名で発表)より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

図表6. 省エネと新エネルギー車技術ロードマップ2.0③キー(部品)技術(2020年10月27日発表)



(出所)『省エネと新エネルギー車技術ロードマップ2.0』(2020年10月27日付、中国汽車工程学会名で発表)より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

図表5はFCVと水素インフラのロードマップだが、数量目標は2025年で保有台数10万台、2035年で同100万台、用途として商用車での普及を優先する方向性が示されている。また、2025年に保有台数10万台

とあるが、足元の保有台数(ここでは、ほぼ累積販売台数と見なす)は9,000台であり、残り4年でそれを10倍に引き上げるのは荒唐無稽に聞こえるだろう。

しかし、図表2で示したようにBEV・pHEVの保有台数は2010年から2015年までの5年間で100倍以上、2016年から2021年までの直近5年間でも8倍の伸びを示している。BEV・pHEVの普及を再現できれば、4年で保有台数10倍との目標も、日本感覚で全く非現実と断じて一笑に付することはできないだろう。

2021年の中国FCVの販売台数は図表1で示した通り約1,600台、生産は約1,800台であり、基本的には中国FCVは国産と推察される。一方、同図が示しているように中国における販売台数は直近伸び悩んでいる。推測するにFCV国産化のボトルネックは、部品、材料まで含めたバリューチェーンの国産化である。

故に前述の図表4に加えて図表6でも、部品、材料の基礎技術について、具体的な材料名、部品名を列挙してロードマップに加え、サプライチェーン全体の国産化への意欲を示していると理解される。

図表7. 燃料電池車モデル都市評価ポイント基準体系(2020年9月16日発表)

No.	領域	都市目標	補助基準	補助上限
1	FCV技術発展と数量拡大	<ol style="list-style-type: none"> <li>補助対象期間に、<u> STACK</u>、<u>MEA</u>、<u>バイポーラプレート</u>、<u>プロトン交換膜</u>、<u>触媒</u>、<u>カーボンペーパー</u>、<u>エアコン</u>、<u>フレッサー</u>、<u>水素循環システム</u>等におけるブレイクスルーを実現し、産業化。車両増産規模は1,000台超</li> <li>燃料電池システム効率&gt;50kW かつ駆動モーター効率&gt;50%</li> <li>FCVの燃料電池起動温度&lt;-30°C</li> <li>乗用車用FCV燃料電池効率&gt;3.0kW/L システム密度&gt;400W/kg、 商用車用燃料電池効率&gt;2.5kW/L、 システム密度&gt;300W/kg</li> <li>FCV水素による航続距離&gt;300km、最大総質量31トン以上の貨物運輸、鉱山、空港内運輸車両は認定後&gt;200km</li> <li>乗用車用FCV生産企業は8年あるいは12万kmを下回らない品質を提供し、商用車生産企業は5年あるいは20万kmを下回らない品質を提供する</li> <li>1台あたり累計平均して3万km超を水素で走行すること</li> <li>70MPa等のFCV規範を満たすよう奨励する</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>2020年度1.3ポイント/台(標準車)、2021年度1.2ポイント/台、2022年度1.1ポイント/台、2023年度0.9ポイント/台。燃料電池システム効率&gt;80kWの貨物運輸車両、最大設計総質量12-25トンは1.1倍、25-31トンは1.3倍、31トン以上は1.5倍計算</li> <li>キー部品は第三者機関による総合試験を通過、500セット超、実車走行試験2万km超、技術基準と信頼性が専門家委員会の評価を通過していれば加点 ※そのうち<u> STACK</u>、<u>バイポーラプレート</u>、<u>MEA</u>、<u>エアコン</u>、<u>フレッサー</u>、<u>プロトン</u>、<u>交換膜</u>、<u>0.25ポイント</u>、<u>触媒</u>、<u>カーボンペーパー</u>、<u>水素循環システム</u>、<u>0.3ポイント</u>、<u>台</u>。キー部品のインセンティブ追加は最大1,500ポイントまで ※全国にて、キー部品技術、品質、安全基準等の要素を総合評価し、各分類のキー部品の加点は最大5品目までとする</li> </ol>	15,000 ポイント
2	水素エネルギー供給および経済性	<ol style="list-style-type: none"> <li>車両用水素年産量5,000トン超。グリーン低炭素水素製造を奨励、水素1kgあたり二酸化炭素排出量&lt;15kg</li> <li>車両用水素の品質は、「プロトン交換膜FCV用燃料水素」(GB/T 37244-2018)の要求水準を満たすこと</li> <li>車両用水素価格が顕著に下落した場合、水素ステーションの水素価格は35RMB/kgを上回らない</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>車両用水素の実際の注入量に応じインセンティブ付与</li> <li>2020年度7ポイント/百トン、2021年度6ポイント/百トン、2022年度4ポイント/百トン、2023年度3ポイント/百トン</li> <li>コスト目標達成時、インセンティブ1ポイント/百トン</li> <li>グリーン水素(水素1kgあたり二酸化炭素排出量&lt;5kg)にはインセンティブ3ポイント/百トン</li> <li>運輸半径&lt;200km、インセンティブ1ポイント/百トン</li> </ol>	2,000 ポイント

(出所)『水素燃料電池車拡大の応用モデル規範に関する通知』(2020年9月16日付、中国財政部等の5部門名で発表)より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

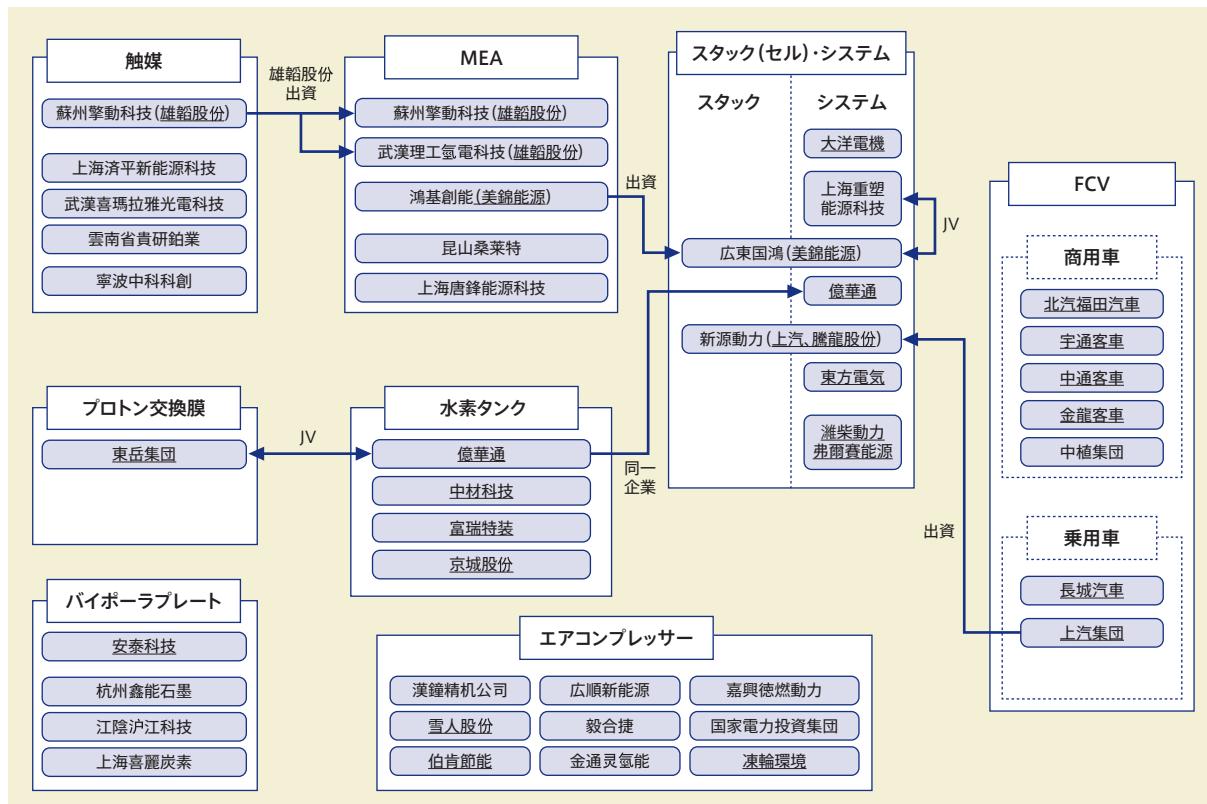
基礎材料、部品の国産化志向は、補助金政策にも如実に表れている。図表7は、時系列ではロードマップと前後するが、2020年9月に中国財政部等が発表した2020年から2023年までの4カ年の奨励金に関する通知である。同通知の中では、奨励金対象として、国産FCVそれ自体に加えて、FCVに国産材料・部材が使われた場合、奨励金が追加される形になっている。

同通知では、奨励金は、FCVのキー技術の産業化に向けた人材育成や技術革新に支払われるものであり、FCV車両工場や水素ステーション建設投資向けの支援ではないと規定されており、従前に見られがちだった『箱物』支援とは異なる路線を打ち出そうとする政策意図が垣間見られる。

## 中国FCV産業バリューチェーン:日本企業は中國成長市場にどのように向き合うか

中国政府のバリューチェーン国産化志向に対して、どのような中国企業が現状、FCV産業に参入しているのかをまとめたのが図表8である。あくまで2022年1月時点の情報であり、市場の黎明期故に今後も企業の参入と撤退が起こり得るため、中長期的に企業群の名前が入れ替わる可能性はある。

図表8. 中国FCV産業バリューチェーン



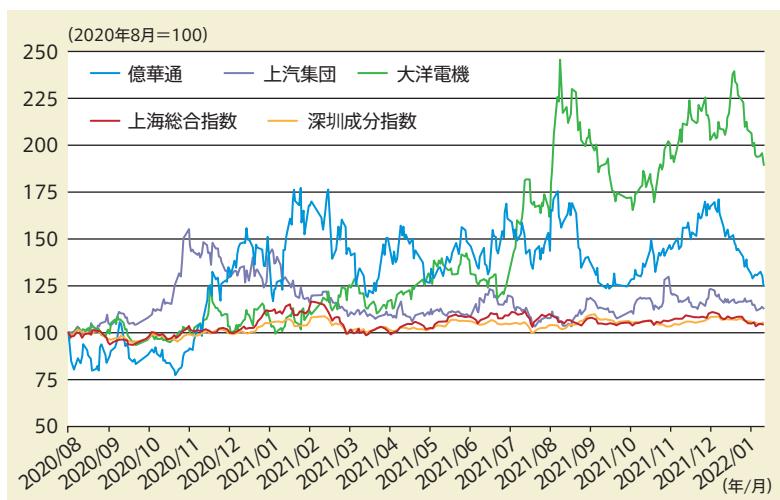
(注) 下線を付した企業は上場企業  
(出所) 各種公開情報より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

上場企業の多くは、既存事業とは別に新規事業として、燃料電池分野に参入している。例えば、触媒、MEAメーカーに出資している雄韌股份(深圳市雄韌電源科技股份有限公司)はUPS・蓄電池、リチウム電池材料の生産を本業としており、同じくMEAメーカーに出資している美錦能源(山西美錦能源股份有限公司)は売上高の96%が石炭関連事業である(2020年時点)。

その中において、億華通(北京億華通科技股份有限公司)は、数少ない水素燃料電池専業の上場企業である。2012年設立の同社は2020年に上場を果たし、トヨタとJV(ジョイントベンチャー)を設立する他、水素燃料システムに限らず、水素タンクやプロトン交換膜等、バリューチェーンを跨った提携を模索している。

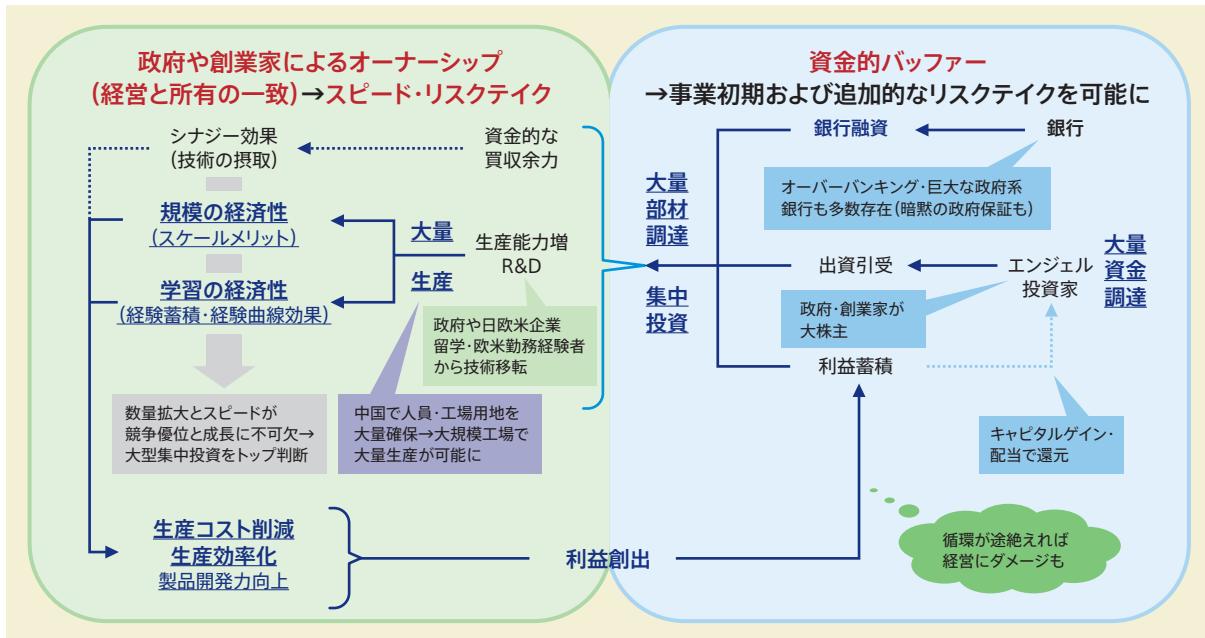
中国の資本市場も熱視線をFCV産業に向けている。図表9は、図表8のうち抜粋した中国内上場3社と上海、深圳の証券市場指数(日経平均に相当)の株価指数を億華通が上場した2020年8月以降で比較したものである。証券市場指数が100近辺で推移、つまり、大きく変化しないのに対して、変動はあるものの、億華通は上場後1年半弱で25%増、億華通と同じくFCVシステムを供給している大洋電機は80%増まで上昇している。大洋電機についてはBEV用システムも手がけているため、上

図表9. 中国FCV関連上場企業の株価推移  
(2020年8月時点の各社株価=100とした場合の推移)



(出所) 各種公開情報より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

図表10. 中国含む東アジア企業の『勝利の方程式』



(出所) 各種公開情報より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

昇期待がすべてFCVに起因するものではないものの、証券市場指標の伸びを大きく上回っている。

億華通の株主には中国の投資ファンドに加え、欧米系投資銀行の名前も確認できる(2021年9月30日時点株主名簿より)。この株価推移は、政策によって生み出された産業成長への期待感が、投資家の思惑を形成し、株価にも反映されている一端といえるだろう。

中国において年間販売台数1,600台のFCVがBEV・pHEVと同等の規模まで成長するか、現時点では未知数である。しかし、今まで見てきたように、FCVをBEV・pHEVと同等に位置付けての政策支援、形成しつつある中国企業のサプライチェーンを見るに一時のブームで終わるとも言い切れないだろう。

中国政府や中国企業がめざしている終着点はどこか。図表10は、鉄鋼、太陽電池、液晶パネル、車載用LIB(リチウムイオン二次電池)等、中国が世界市場で存在感を持つ産業における中国企業の動きを一般化したものである。政策支援という政府の関与、資本市場における熱視線、既に産業の雄と目される企業の登場等、中国FCV産業もこの『勝利の方程式』パターンに乗りうる産業と推測される。

では、日本企業はこのような動きを日本や自社とは無関係と看過すればいいだろうか、中国リスクを警戒して、我関せずの態度を取るべきだろうか。積極的に中国FCV産業に関与する立場をとるならば、生産上のボトルネックとおぼしき素材・部材のサプライチェーンに日本企業も参入するという考え方はあるだろう。

一方、水素燃料電池は各国のエネルギー・経済安全保障を巡る思惑が絡む戦略物資、戦略技術になりうる可能性もある。中国市場への商機と日欧米市場における自社のプレゼンスを天秤にかけ、日本企業にとっては各社の適切な距離感で中国FCV産業と向き合うことがそう遠くないタイミングで求められるだろう。

### 安本 佑 プロフィール

2007年みずほ銀行入行後、企業調査部にて素材産業の企業調査、中国営業推進部にて中国アドバイザリーに従事。2012年から2018年にかけては台北支店ビジネスソリューション課にて在台日本企業や台湾企業向けのアドバイザリー業務に従事。法人営業を経て、2020年国際戦略情報部に着任、中国、韓国、台湾担当のアドバイザーとして、主に製造業の各種調査、資本業務提携、会社設立再編等、多くのテーマに日々取り組んでいる。

# グローバルミニマムタックス制度のモデルルールの ポイントと日系多国籍企業のTo Do

KPMG税理士法人 M&A／グローバル・ソリューションズ  
パートナー・税理士 吉岡 伸朗 氏

## はじめに

2021年12月20日、137カ国・地域が参加する「OECD／G20 Inclusive Framework on Base Erosion and Profit Shifting」は、第二の柱のうち、Global Anti-Base Erosion(GloBE)モデルルールを発表しました。この文書は、売上高が7億5,000万ユーロ以上の多国籍企業に対して15%のグローバルミニマムタックスを課すためのルールで、70ページ(うち15ページは定義)で構成されています。本稿執筆時点ではまだ公表されていませんが、GloBEモデルルールに関する詳細なコメントリーが今後発表される予定となっています。GloBEモデルルールは、2020年10月に発表された第二の柱と呼ばれるルール(グローバルミニマムタックス制度)に関するブループリントとは、重要な点で異なっています。本稿ではグローバルミニマムタックス制度のうちGloBEモデルルール(特に所得合算ルールと呼ばれるルール)のポイントとその影響について概説します。

## GloBEモデルルールの概要

### 1. 全体の設計

第二の柱には次の二つのルールがあります。

#### 【1】以下の各国内法のルール

(以下の①と②をあわせて、Global Anti-Base Erosion Rules(以下、「GloBEルール」という)

- ① 多国籍企業グループ内の構成事業体の軽課税(軽課税かどうかの判断は国・地域別の実効税率と最低税率を比較する。以下②においても同じ)の所得に対して親会社に最低税率(15%の税率)までの上乗せ税をその持分に応じて課す所得合算ルール(IIR : Income Inclusion Rule)
- ② 構成事業体の軽課税の所得がIIRの下で課税対象とならない範囲で、多国籍企業グループ内の他の構成事業体において税務上の支払控除を認めない、または同等の調整を要求する軽課税支払ルール(UTPR : Undertaxed Payment Rule)

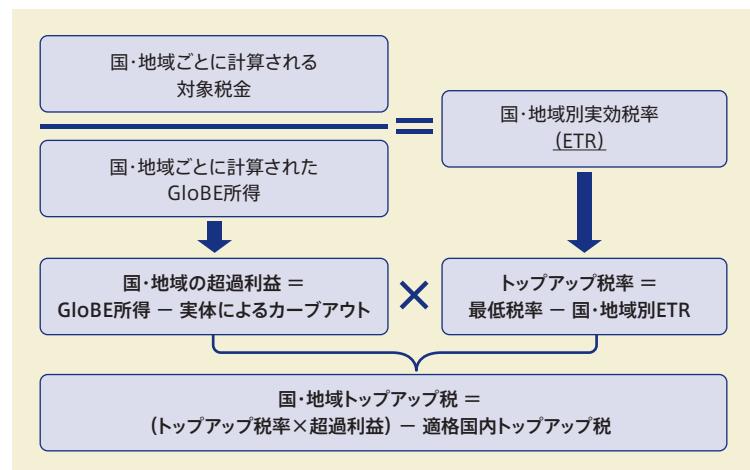
IIRまたはUTPRのいずれかにより上乗せで課税される税(以下「トップアップ税」)が生じるか否かは、その国・地域における実効税率(Effective Tax Rate、以下「ETR」)の計算に基づいて判断されます。このETRの計算は複雑であり、GloBEモデルルールでは、一時差異と繰越欠損金の調整については、税効果会計を基礎とした計算方式を導入しています。

また、GloBEモデルルールには、国内トップアップ税という新しい概念が追加されています。これにより、各国・地域は、IIRやUTPRによるトップアップ税の課税モデルと実質的に重複するルールを導入し自国の税収の確保することができます。国内トップアップ税はその国・地域で徴収され、IIRやUTPRにより、他の国・地域に課税権が移転することはありません。低税率の国・地域がこのルールを導入する場合、多くの状況で複雑さが軽減され、第二の柱の目標である「法人税率の引き下げ競争の防止」に寄与すると考えられます(図表1参照)。

## 【2】租税条約上のルール(STTR: Subject to Tax Rule)

最低税率(9%の税率)未満で課税される利息、ロイヤルティ、その他の関連者への一定の支払いに対して、当該最低税率と、対象となる支払いに対して支払先の国・地域で適用される税率の差分まで、支払元の国・地域(所得源泉地国)で限的に課税することを認めるルール(STTRに基づいて支払われた税金は、GloBEルールの下、考慮される)。

図表1. 国・地域別実効税率とトップアップ税



(出所) Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy – Global Anti-Base Erosion Model Rules (Pillar Two) – Pillar Two Model Rules Fact sheets-OECDより、筆者作成

今回のGloBEモデルルールには、STTRルールが含まれておりません。このルールの最終的な適用範囲はまだ決定しておらず、STTRモデルルールの公表は2022年3月になる予定です。

## 2. 適用範囲

### GloBEルール適用の閾値

GloBEルールは、原則として、グループの連結売上高が7億5,000万ユーロ以上である多国籍企業に適用されます。これは、連結財務諸表における連結売上高に基づき判断することになります。なお、ある国・地域に所在する会社が、他の国・地域に恒久的施設(Permanent Establishment)を有している場合も、この基準を適用する際には一つの別の事業体とみなされます。

連結売上高による判定には、4年間の検証対象期間が設けられています。一般的には、過去4会計年度のうち2会計年度で連結売上高が7億5,000万ユーロ以上となる場合に適用基準を満たすことになります。2つのグループが合併した場合、各グループの売上の合計が7億5,000万ユーロ以上となる場合は、適用基準を満たすものとみなされます。また、会社分割があった場合にも、特別なルールが適用されます。

### 除外事業体

特定の組織、団体等はGloBEルールから除外されます。事業を行っていない政府機関、国際機関、非営利団体、年金基金は完全に除外されます。投資ファンドも除外されますが、多国籍企業グループの最終的な親会社である場合に限られます。また、これらの除外される事業体が所有する特定の保有ビーカルも除外されることになります。

### 国際海運所得の除外

国際海運所得とそれに関連する一定の所得については、除外規定があります。これは、乗客と貨物の両方の船舶による輸送に適用されますが、同じ国・地域内の内陸水路での輸送からの所得には適用されません。この除外規定を適用するためには、構成事業体は、関係するすべての船舶の戦略上または事業上の管理が、構成事業体が所在する国・地域内で効果的に行われていることを証明しなければなりません。

## 3. 所得合算ルール

### トップダウンアプローチと中間親会社

GloBEルールは、大規模な多国籍企業が、事業を行っている各国・地域で発生する所得に対して、最低限の税金を課すことを目的としています。このルールでは、国・地域ごとに多国籍企業に課せられるETRを計算します。ある国・地域のETRが15%未満となる場合、その国・地域の各構成事業体について、トップアップ税を計算します。

IIRは、このトップアップ税を課すための原則的なルールとなります。IIRの適用上、多国籍企業グループ内

の親会社は、低税率の構成事業体のトップアップ税のうち、親会社の持分等に相当する金額について、その税務上の居住地で課税されることになります。この点でIIRは、タックスヘイブン対策税制と類似しています。

トップダウンアプローチでは、持株の連鎖の中で最も高い位置にある親会社が優先されます。したがって、資本関係が多階層となっているケースにおいて、多国籍企業グループの最終親会社(Ultimate Parent Entity)がIIRの対象となる場合には、中間親会社ではなく、当該最終親会社が、IIRにより課税されることになります。なお、最終親会社がIIRの対象とならない場合、IIRの課税権は、IIRを導入している中間親会社の国・地域に移ることになります。

### 分割所有権ルール

軽課税の構成事業体が多国籍企業グループ外に重要な(すなわち、20%超の)少数株主を有している場合には、トップダウンアプローチの例外が適用されます。低税率の構成事業体に係る最終親会社への持分等に相当する金額をIIRによる課税の対象とした場合、少数株主の持分等に相当する金額の課税漏れが生じる可能性があり、分割所有権ルールは、これに対処するための措置となります。

例えば、最終親会社が中間親会社の75%の持分を保有し、中間親会社が低税率の構成事業体の100%の持分を保有している場合、中間親会社がIIRを適用していれば、IIRの課税権は中間親会社の国・地域に移ることになります。この中間親会社は「部分被保有中間親会社(Partially-owned Parent Entity)」と定義されます。この分割所有権ルールの適用により、トップアップ税の75%が最終親会社レベルで課税されるのではなく、100%が部分被保有中間親会社レベルで課税されることになります。なお、この分割所有権ルールでは、上位の親会社への割当分(このケースでは最終親会社の75%相当分)は、下位の親会社がIIRによって課税される範囲内で(このケースではゼロまで)減少すると規定されており、上位の親会社で課税されることはありません。

## 4. 実効税率(ETR)の計算

GloBEルールでは、Net GloBE所得を有する国・地域の多国籍企業グループのETRを会計年度ごとに計算することが規定されています。ある国・地域の多国籍企業グループのETRは、その国・地域に所在する各構成事業体の調整後対象税金の合計(分子)を、その国・地域のその会計年度のNet GloBE所得(分母)で割ったものになります。このルールにおいて、無国籍の構成事業体は、それぞれ別の国・地域に所在する単一の構成事業体として扱われます。

### 【調整後対象税金の合計(分子)】

#### 一の構成事業体の所得に係る税金および調整

前述の通り、GloBEルールのETRは、その国・地域の構成事業体の調整後対象税金の合計(分子)を、その国・地域のその会計年度のNet GloBE所得(分母)で割ったものとなります。構成事業体の調整後対象税金の出発点は、構成事業体の財務諸表上の当期発生税金費用(対象税金に関するもの)であり、様々な調整が行われます。そのため、(i) 対象税金の定義、(ii) 様々な調整の性質を理解することが重要となります。

対象税金には、構成事業体の所得に関連して計上される税金の他、法人所得税に代わる税金(国外所得に係る源泉徴収税等)、配当分配に関する税制により課される税金、内部留保や資本に関連して課される税金(サウジアラビアのザカート等)が含まれます。

税金費用の調整には、除外された所得(ポートフォリオ投資以外の投資からの配当金等)に関連する税金費用の除外、不確実な税務ポジションに関連する税金費用の除外、特定の還付可能な税額控除の調整、3年以内に納付されない税金費用の除外などが含まれます。また、特定の繰延税金の調整もあります。

なお、構成事業体の申告後の調整についても規定されており、これにより過去年度のETRやトップアップ税の再計算が必要となります。

#### 一の構成事業体の一時差異(会計と税務の認識時点の差異)に対応する繰延税金

前述の通り、構成事業体の調整後対象税金を算出する際の重要なステップとして、繰延税金の調整があり

ます。これは、会計上(帳簿上)と税務上の差異に起因するETRの変動に対応するためであり、これにより、繰越欠損金は、繰延税金資産によって効果的に調整されることになります。構成事業体の調整後対象税金に含める金額の計算は、構成事業体の会計上の繰延税金費用からスタートしますが、一定の調整が必要です。

例えば、繰延税金費用は、15%を超過するETRで計上されている場合、15%の税率で再計算することになります。また、構成事業体の調整後対象税金を含む繰延税金負債が5年以内に解消されない場合(すなわち、その時点までに税金が納付されていない場合)は、これを取り崩す必要があります(または、構成事業体は当該解消が見込まれない繰延税金負債に係る繰延税金費用を対象税金に含めないことを最初に選択することができます)。

ただし、一定の繰延税金負債については、この5年間の取り崩しルールは適用されません。法人税率の変更による繰延税金資産の評価調整や繰延税金の再測定は、通常は無視されます。また、Globeルールが適用されることになった多国籍企業の繰延税金の調整については、特別な経過措置が設けられています。

また、これらの繰延税金に関する規定の代わりに(選択により)使用することができる特別な「代替」制度があります。この制度では、特定の損失に係るみなし繰延税金資産を最低税率で計算し、その繰越額を調整後対象税金に含めることができます。これは、特に非課税または軽課税の国・地域に関連する制度になります。

### 構成事業体間での税金の配分

構成事業体の調整後対象税金を算出する際には、ある構成事業体から別の構成事業体に対して、一定の対象となる税金を配分する必要があります。

例えば、受領側の構成事業体が負担する配当源泉税は、会計上は受領側の構成事業体に計上されますが、その源泉税は、配当支払い側の構成事業体の対象税金として取り扱われます。恒久的施設やハイブリッド事業体(どちらも構成事業体として扱われるもの)に対する構成事業体間の配分や、CFC(Controlled Foreign Company)やパスルーフ事業体についての税制に関する具体的な規定があります。CFCとハイブリッド事業体の配分は、高課税国からの受動的所得の移転による影響を軽減するために、上限が設けられています。

### 【Net Globe所得】

国・地域の会計年度のNet Globe所得は、次の式に従って計算されたプラスの金額とされています。

[Net Globe所得=国・地域のすべての構成事業体のGlobe所得-国・地域のすべての構成事業体のGlobe損失]

各構成事業体のGlobe所得とは、当該構成事業体の会計上の純損益から特定の項目について調整したものをいいます。なお、投資事業体である構成事業体の調整後対象税金およびGlobe所得は、ETRの計算およびNet Globe所得の算定から除外されます。

さらに、その他の特別な調整として、株式報酬費用と特定の「還付可能な税額控除」の処理があります。Globeモデルルールでは、株式報酬費用に関連して、構成事業体が課税所得の計算において損金算入が認められた金額を、財務諸表上費用化された金額に代えて使用することを認めています(これは同じ国・地域内のすべての構成事業体に適用されます)。このルールの意図は、株式報酬制度に関連して、会計と税務に差がある場合にトップアップ税が生じることを防ぐことにあると思われます。

「還付可能な税額控除」については、適格である「還付可能な税額控除」(通常、4年以内に現金または現金同等物として支払われる「還付可能な税額控除」)は所得として処理し、それ以外の「還付可能な税額控除」は税金費用の相殺として処理することが規定されています。また、政府補助金については、Globeモデルルールでは明確に規定されていませんが、一般的な財務会計原則に基づき、このような補助金はGlobe所得に含まれます。

### 【トップアップ税率とトップアップ税額】

トップアップ税率は、最低税率15%からETRを差し引き、その差がプラスとなる場合の税率となります。

国・地域の会計年度の超過利益は、Net GLOBE所得から「実体ベースのカーブアウトによる控除額」を差し引いた場合のプラスの金額です。ある会計年度における国・地域のトップアップ税は、超過利益にトップアップ税率を乗じた額から、国内トップアップ税を差し引き、さらに、前年度の増額調整などの特定の調整から生じる当年度追加トップアップ税を加えた額となります。

#### 【少額免除基準による除外】

少額免除基準による除外規定があり、以下の両方の要件を満たす場合等、一定の条件を満たす場合は、国・地域に所在する構成事業体のトップアップ税は、当該会計年度において、ゼロとみなされます。

- (a) 当該国・地域の平均GLOBE収益が10百万ユーロ未満であること
- (b) 当該国・地域の平均GLOBE所得が1百万ユーロ未満であるか、または損失であること

#### 5. カーブアウト(適用除外)

GLOBEルールでは、給与や有形資産からの利益の回収分に基づいて、実体ベースによるカーブアウトが定められています。このカーブアウトの存在により、実体のある活動への投資から得られる経常的なリターンに対する税金を軽減する税制上の優遇措置を、その国が継続して提供できるようになり、給与と有形資産を使用する結果として、労働集約的な産業と資本集約的な産業の両方を支援することができます。

#### カーブアウトの計算方法

給与部分の構成要素は、関連する多国籍企業の従業員の給与費用とされています。従業員の概念は広く、多国籍企業の指揮命令下で日々の事業活動を行っている個人事業主が含まれます。

GLOBEモデルルールでは、雇用主の所在地ではなく、従業員の活動が行われている場所が考慮されます。給与費用(有形資産に計上された給与費用を除く)も広く定義されており、従業員給付金、特定の年金基金への支払い、関連する税金などが含まれます。

有形資産部分の構成要素は、工場、不動産、土地使用権、土地(開発目的の土地を除く)の財務会計上の帳簿価額に基づくこととされています(ただし、一定のセーフガードが講じられています)。自己建設資産、天然資源、リース資産については、同等の取り扱いを目的とした特別なルールがあります。

カーブアウトによる控除額は、給与部分と有形資産部分にそれぞれ適用されるパーセンテージを乗じて計算した金額の合計となります。

給与費用については、10%から始まり、最初の5年間は毎年0.2ポイントずつ減少して9%となり、その後は毎年0.8ポイントずつ減少して10年後に5%となります。

有形資産については、8%で始まり、5年間で毎年0.2ポイントずつ減少して7%になり、その後5年間で毎年0.4ポイントずつ減少して10年後には5%になります。

#### カーブアウトの適用

カーブアウトによる控除額は、その国・地域のNet GLOBE所得から差し引かれ、超過利益が算出されることになります。上述の通り、この超過利益には、最低税率である15%とその国・地域のETR(カーブアウトの調整なし)の差であるトップアップ税率が乗じられます。これにより、IIRまたはUTPRによって課税されるトップアップ税が算出されます。使用できなかったカーブアウトによる控除額は、繰り越しや繰り戻しができません。

#### 6. ジョイントベンチャーなど

##### パススルー事業体、ハイブリッド事業体、およびジョイントベンチャー等の取り扱い

多国籍企業グループによるパススルー(構成員課税の)事業体、ハイブリッド事業体、ジョイントベンチャー(以下「JV」)への投資にGLOBEルールが適用される方法は、第一に、当該事業体の財務結果が多国籍企業グループの財務結果と連結されており、当該事業体が構成事業体となっているかどうかによって決まります。

構成事業体ではない事業体の会計上の純損益および対象税金は、通常、多国籍企業グループに対する

GloBEルールの適用においては除外されます。ただし、最終親会社が当該事業体の所有権を直接または間接に50%以上保有しており、当該JVの財務結果が持分法適用の下で当該多国籍企業グループの財務諸表に含まれている(つまり、50%保有の持分法子会社など。ただし、一定の除外規定あり)場合は、JVに関して以下に記載する特別なルールに基づき、会計上の純損益および対象税金を計算に含めることが求められます。

構成事業体またはその所有者の存在する国・地域において税務上パススルーとされる当該構成事業体の会計上の純損益(およびそれに対応する対象税金)は、当該事業体およびその所有者の存在する国・地域における税務上の取り扱いに基づいて、個々の国・地域(該当する場合はその恒久的施設)に配分されます。

当該事業体の会計上の純損益および対象税金の配賦は、当該構成事業体の所有者の所在国・地域によって法人該当性に関する取り扱いが異なる可能性があるため、各所有権ごとに別々に行われます。

例えば、税務上パススルーとされる事業体(当該事業体およびその所有者もパススルーとされる事業体)の所得および税額は、一般的にその所有者の国・地域に割り当てられる一方で、リバース・ハイブリッド事業体の所得と税額は無国籍であるとして取り扱われ、個別にテストされることになります。

また、ハイブリッド事業体のGloBE損益および対象税金は、当該損益および対象税金に関してハイブリッド事業体の所有者の会計上認識されたものも含め、通常、ハイブリッド事業体に配分されます。

上述の通り、ある事業体が構成事業体ではないがJVである場合、当該JVとその連結子会社(以下「JV子会社」といい、JVと合わせて「JVグループ」という)の所得と税額には特別なルールが適用されます。GloBEモデルルールでは、JVグループの各メンバーに係るトップアップ税は、JVグループを、JVを最終親会社とする独立した多国籍企業グループと仮定して計算することになります。JVグループのメンバーの所有権を(直接または間接に)保有する親会社は、(一般的なIIRルールに従って)当該各メンバーのトップアップ税の割当額に応じてIIRを適用することとなります。

JVグループの全メンバーのトップアップ税の最終親会社における割当額(「JVグループトップアップ税」)は、IIR上の親会社におけるトップアップ税の相当額が減少し、当該JVグループトップアップ税の残額はUTPRトップアップ税の合計額に加えられ、一般ルールに従って多国籍企業グループのメンバーに配分されることになります。

## 7. 税務コンプライアンス

### 申告義務

GloBE情報申告書は、その国・地域に所在する当該各構成事業体またはその構成事業体の代理である指定現地事業体(Designated Local Entity)のいずれかが提出する必要があります。その報告会計年度において、最終親会社または指定申告事業体(Designated Filing Entity)が、年次GloBE情報申告書の自動交換規定を定める二国間または多国間の協定またはアレンジメント(Qualifying Competent Authority Agreement)を締結している国・地域に所在する場合は、上記に代わり、その最終親会社または指定申告事業体が申告書を提出することができます。

GloBE情報申告書は、報告会計年度の期末から15ヵ月以内に提出しなければなりません。

申告書に記載される情報は、今後公表予定の標準テンプレートに記載されることとなり、以下の内容を含みます。

- 構成事業体の基礎情報(納税者番号や所在する国・地域等)
- 多国籍企業グループの全体の企業ストラクチャー
- 国・地域のETR、構成事業体およびJVグループのメンバーのトップアップ税を算出するために必要な情報
- IIRに基づくトップアップ税およびUTPRに基づくトップアップ税の配賦額
- GloBEルールの規定に従って行われた選択(Election)の記録
- GloBE実施フレームワークにおいて合意されたその他の情報

現地の行政機関は情報、申告および通知の条件を変更することができます。現地の制裁措置、罰則、守秘

義務はGloBE情報申告に適用されます。

### セーフハーバー

GloBEモデルルールでは、今後、多国籍企業グループのGloBEルールに要する事務負担を軽減することを目的としたセーフハーバー(宥恕規定)が策定されることになっています。策定予定のセーフハーバーは選択式で、国・地域ごとに適用され、多国籍企業が適用可能な場合は、適用年度におけるトップアップ税をゼロまで軽減する効果があります。セーフハーバーの計算方法の詳細は公表されていませんが、CbCR(国別報告書)の情報の活用等により、簡素化されたETR計算を行うものとなる等といった可能性があり得ます。なお、多国籍企業がセーフハーバーの適用を選択した場合であっても、GloBE情報申告書の提出から36ヶ月以内に、税務当局から追加情報の提出を求められる可能性があります。セーフハーバーはGloBE実施フレームワークの策定の一環として最終決定されると見込まれています。

## 日系多国籍企業のTo Do

GloBEルールは、多国籍企業グループの財務諸表上の連結実効税率に大きな影響を与える可能性があります。また、このルールの適用範囲内にある多国籍企業グループにとっては、特に毎年の国・地域ごとのブレンディングに基づくETRやトップアップ税の計算において、様々な実務上の課題が発生し、管理上の負担が増加することが予想されます。以下に日系多国籍企業の今後の対策を整理します。

### A. GloBEモデルルールが貴社にどのような影響を与える可能性があるか、ハイレベルな評価を行う

まずハイレベルな影響評価として、貴社の組織構造を改めて確認する必要があります。セーフハーバールールは現状まだ策定されていないことから、明らかにETRが最低税率を超える国・地域とそうでない国・地域を区別することや、グループ内に除外事業体が存在するか、あるいは特定の税制優遇措置がどのように影響するかについてもイメージを持っておく必要があります。また、各子会社の状況は、年々大きく変化しうるということも念頭に置いておく必要があります。

### B. 情報収集におけるシステム上の潜在的な問題を理解する

実務上、情報として必要な項目の中には、通常の会計情報から得られるものもあれば、追加の情報収集が必要となるものもあり、入手方法・プロセスについて検討が必要な情報が何かをある程度特定しておく必要があります。

### C. 税務部門と経理部門の間で、密な連携を確保する

必要な情報の多くは会計データや規則に基づいているため(特に繰延税金等)、適切なレベルで、整合性のとれたデータを利用することになります。また、GloBEルールに基づく特定の収益または費用(税金を含む)の処理および配分は、財務会計上の会計処理とは異なる場合がありますが、一方で、GloBEルールが、会計処理に影響を及ぼす可能性もあるため、今後、経理(連結会計)チームと税務チームの連携・体制構築がこれまで以上に必要となります。

### D. 詳細な評価モデルの検討を行う

上記AからCの検討を行った後、2022年初頭のコメントリーの公表後、より詳細に、GloBEルールによって追加的に発生しうる税金負債や利用可能な選択権の行使について検討する必要があると考えられます。また、異なる国・地域に所在する構成事業体間の取引で、独立企業間原則にのっとって財務諸表に計上されていないものは、独立企業間原則にのっとって調整する必要があるため、これらの調整についても検討する必要があります。

### E. 取締役会や経営委員会に、GloBEルールが財務面および管理面で与える潜在的な影響を伝える

GloBEルール導入に伴い、追加的に発生するコストについても事前に検討しておく必要があります。

### F. 税務管理体制を確立する

GloBEルールは、多国籍企業グループ全体のETRの増加をもたらす可能性があり、その結果、キャッシュ・フローや財務諸表に大きな影響を与える可能性があります。コンプライアンス違反は、税務当局からのより高いレベルの監視、(税務)コストの増加、さらにはブランドおよび潜在的なレピュテーションの毀損

をもたらします。GloBEルールのコンプライアンスに対応するための強固な税務管理フレームワークが必要となるため、自社の税務ガバナンスに関する体制評価や体制強化のための検討が必要となります。

#### G. GloBEルールに対応するためのアプローチを検討する(親会社主導型、現地子会社主導型、ハイブリッド型)

欧米企業の場合は、税務業務については親会社の強力なガバナンス体制の下、実行されていることから、ETRの計算等においては子会社側により関与が求められることになると考えられます。一方で、日系企業においては、税務実務を子会社に一任しているケースも散見され、その場合には、親会社による実務対応がより一層求められることになり、税務ガバナンス体制の強化が求められることになります。

#### H. 各国のGloBEルールへの対応と適用方針を注視する

国内トップアップ税や代替ミニマム税、IIRやUTPRのルールを導入するための改正等、各国の対応にも注意を払う必要があります。子会社や外部アドバイザー等より情報収集し状況を把握できる環境を構築しておく必要があります。一部の国では、GloBEモデルルールに合わせて、免税などの税務上のインセンティブを助成金などに変更することも考えられます。GloBEモデルルールでは一貫した枠組みを求めているものの、国内企業への適用方法には違いが生じるかもしれません。米国のGILTI規則(米国のグローバル軽課税無形資産所得合算課税制度)が共存する可能性があるため、その点でも適用上の違いが生じる可能性があります。また、EUは他の地域と比較して、GloBEルールを拡大または明確化するため、追加的な要素を導入する可能性があります。

#### I. 将来的な税務情報の開示とGloBEルールとの相互関係性を考慮する

上場・非上場を問わず、情報開示制度の数は増加しており、それらがどのように相互に関係するかといった点を把握し、合理的な情報収集・整合性の確認の精度や方法等を検討する必要があります。情報開示制度には、GloBEルールに加え、CbCR、GRI207、EU Public CbCRなどがあります。

#### J. 顧客や投資先に対する二次的影響を考慮する

多国籍企業にとっては、少数株主への対応、顧客の信用情報、投資に係るキャッシュベースの評価など、二次的影響も考えられます。これらの影響を考慮したうえで、実施計画を立てる必要があります。

## おわりに

KPMG税理士法人では上記To Doを各種方面から支援できる体制を整えておりますので、ご相談等ございましたら下記までご連絡ください。(執筆日:2022年2月17日)

### 吉岡 伸朗 氏 プロフィール

nobuaki.yoshioka@jp.kpmg.com

03-6229-8052

2001年KPMGピートマーウィック税務部門(現KPMG税理士法人)に入所後、現在は国内およびクロスボーダーM&A案件等に係る税務アドバイザリー業務(税務デューデリジェンス、ストラクチャリング、税務モデリング、SPAレビュー等)や日系多国籍企業の海外進出・撤退・組織再編に係る税務アドバイザリー業務、グローバル税務ガバナンス体制構築に係る税務アドバイザリー、第二の柱の導入に伴う影響分析など各種アドバイスを提供している。

# COP26の総括と今後の気候変動政策の動向

みずほリサーチ＆テクノロジーズ 環境エネルギー第1部  
コンサルタント 金池 紗夏

## はじめに

2021年10月31日から11月13日にかけて、英国グラスゴーでCOP26が開催された。COPとは、年1回開かれる国連気候変動枠組条約(UNFCCC)締約国会議(Conference of Parties)で、今回が26回目となる。2020年は新型コロナウイルスの影響により開催が見送られたことから2年ぶりの開催となった。COP26には、195の締約国・地域、国連機関、NGOなど2.5万人以上が参加し、ネットゼロの実現に向けた合意の取りまとめやパリ協定ルールブックに関する交渉が行われた。本稿では、COP26の主な決定事項を紹介しつつ、今後の気候変動政策の動向を見ていきたい。

## COP26に向けた機運の高まりと議長国英国が掲げるCOP26の目標

2021年8月、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)は第6次評価報告書(AR6)第1作業部会報告書(自然科学的根拠)<sup>\*1</sup>を発表した。IPCCの報告書は、UNFCCCをはじめとする国際交渉や国内政策のための基礎情報として世界中の政策決定者に引用されている。WG1報告書では、世界の平均気温は産業革命以前と比べて既に1.1°C上昇しており、地球温暖化は人間活動に起因すると初めて断定した。また、気温上昇を1.5°Cに抑えるために残されたカーボンバジェットは約4,000億トン(67%の確率)であるとした。近年のCO<sub>2</sub>排出量(2019年に世界全体で約380億トン<sup>\*2</sup>)を踏まえれば、近い将来カーボンバジェットが尽きることが示唆される。さらに、今後数十年のうちに大幅に排出削減しなければ、21世紀中に気温は1.5°Cおよび2°Cを超えるとし、温室効果ガスの大幅削減の必要性を示した。

こうした状況を受け、COP26議長国である英国は、世界の気温上昇を1.5°Cに抑えることをめざすこと、そのために今世紀半ばまでのネットゼロ達成を確実なものとすることへの必要性を示したうえで、①2030年までの温室効果ガス大幅削減と今世紀半ばまでのネットゼロ達成に向けた計画、②石炭火力発電の削減・電気自動車への移行等に関する合意を含む具体的な行動、③途上国への年間1,000億米ドルの気候ファイナンス、④今後10年間で野心を更に高めるための交渉、の4つをCOP26の中心的議題<sup>\*3</sup>として掲げた。また、パリ協定を運用するための詳細なルールを定めたパリ協定ルールブック(以下、「ルールブック」)を完成させることを優先事項と位置付けた。ルールブックは、2018年のCOP24での交渉完結がめざされていたが、パリ協定第6条市場メカニズムの交渉難航などにより完成が先送りとなっていたもので、早期の合意が望まれていた。

## COP26の主な成果

COP26は化石燃料や途上国への気候ファイナンスに関する議論において交渉が難航したため会期が1日延長されたが、成果文書となるグラスゴー気候合意(Glasgow Climate Pact)<sup>\*4</sup>の採択とルールブックの完成をもって11月13日に閉幕した。COP26の会期中には様々なイベントが開催された(図表1参照)。首脳級会合の世界リーダーズサミットでは岸田首相をはじめとする世界各国のリーダーが演説を行ったほか、すべての締約国の合意を必要としない自主的な取り組みとして、気候変動対策に関する様々な声明や宣言が発表された。

以下では、COP26の成果のうち、議長国である英国の目標にも掲げられていた排出削減目標、化石燃料、およ

びパリ協定第6条の市場メカニズムの3つの合意について整理する。

### (1) 排出削減目標の引き上げに関する合意

英国がめざしたように、COP26では1.5°C目標の達成に向けて排出削減の取り組みを進めることができ確認され、グラスゴー気候合意では、国連文書として初めて「今世紀半ばまでのネットゼロ」達成をめざすことが明記された。しかし、COP26会期中に、現在の各国のNDC(国が決定する貢献)は

世界全体の排出量を2030年に2010年比で13.7%増加させる水準との報告<sup>\*5</sup>が国連から発表されたこともあり、合意文書で2022年末までに2030年目標を再検討し、必要な場合にはパリ協定の目標に整合するよう目標を引き上げることを各締約国に促した。

また、各締約国に対し国連への5年ごとの提出を求めておりNDCについて、2025年には2035年の目標を、2030年には2040年の目標を、その後も5年ごとに10年後の目標の提出を推奨することがルールブックに盛り込まれた。

### (2) 化石燃料からの脱却に関する合意

グラスゴー気候合意では、排出削減対策なしの石炭火力発電の段階的削減(フェーズダウン)およびクリーンエネルギー源への投資を阻害する非効率な化石燃料補助金の段階的廃止(フェーズアウト)に向けた努力を加速させることをすべての締約国に呼びかける文言が、国連文書として初めて盛り込まれた。

また、ドイツ・フランス・カナダなどの46カ国および電力会社・協会などの有志連合は、石炭火力発電のフェーズアウトとクリーン電力への移行に関する共同声明(Global Coal to Clean Power Transition Statement)を発表した。この声明には、主要経済国は2030年代(または以降可能な限り早期)に、世界全体は2040年代(または以降可能な限り早期)に、排出削減対策なしの石炭火力発電からの移行を達成すること、削減対策なしの新規石炭火力発電プロジェクトとその直接的な国際支援を廃止することなどが盛り込まれている。さらに、アイルランドやフランスなど11カ国は、1.5°C目標の達成には石炭に加え石油・天然ガスの大幅削減も必要であるとして、石油や天然ガスの生産のフェーズアウトをめざすアライアンス(Beyond Oil & Gas Alliance)を設立した。なお、日本はこれらの声明やアライアンスには参加していない。

### (3) パリ協定第6条の市場メカニズムに関する合意

パリ協定第6条は排出削減量を国際的に取引する市場メカニズムを規定している。COP26では、このうちの協力的アプローチ(6条2項)と京都議定書のクリーン開発メカニズム(CDM)の後継にあたる国連管理型のメカニズム(6条4項)が交渉の焦点となっていた。

協力的アプローチとは、二国間で協力関係を結び、提携先の諸外国で実施したプロジェクトによってもたらされる排出量の削減や吸収(2021年以降が対象)に対して発行されるクレジット(Internationally Transferred Mitigation Outcomes:ITMOs)を、各国のNDC達成や企業の自主的な排出削減目標達成などに活用することを認める仕組みで、日本のJCMはこれに該当する。日本政府は地球温暖化対策計画

図表1. COP26会期中(2021年10月31日～11月13日)の主なイベント

10月31日	・COP26開幕
11月2日	・岸田首相が世界リーダーズサミットで演説
11月2日	・グローバルメタン誓約を正式に発表(100カ国以上が2030年までにメタン排出を2020年比で30%削減するとコミット)
11月3日	・ネットゼロのためのグラスゴー金融同盟(GFANZ)が声明を発表(今後30年間で100兆米ドルの脱炭素資金を提供するとコミット) ※2021年11月時点で45カ国における450以上の金融機関がGFANZに加盟)
11月4日	・石炭火力発電のフェーズアウトとクリーン電力への移行に関する声明を発表(46カ国等が主要経済国では2030年代、世界全体では2040年代に排出削減対策なしの石炭火力発電から移行するとコミット)
11月11日	・石油・天然ガスに関するアライアンス(Beyond Oil & Gas Alliance)が発足(11カ国がパリ協定の目標に整合するよう石油・天然ガスの生産・探査の終了日を設定するとコミット)
11月11日	・自動車・小型商用車の100%ゼロエミッション車への移行に関する宣言を発表(39カ国、主要自動車メーカー等が主要市場では2035年までに、世界全体では2040年までにすべての新車をゼロエミッション車とするとコミット)
11月12日	・交渉難航により会期の1日延長が決定
11月13日	・グラスゴー気候合意採択・パリ協定ルールブック完成、COP26閉幕

(出所) 英国政府COP26公式ウェブサイト等より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

(2021年10月閣議決定)において2030 年度までの累積で約1億トンのCO<sub>2</sub>の削減・吸収を行い、NDCに活用するとしている。協力的アプローチのガイダンスが採択されたことを受け、環境省も今後パートナー国を増やしつつ、市場メカニズムを通した排出削減の取り組みを拡大する考えである<sup>6</sup>。

CDMに代わる新たな国連管理型のメカニズム(ポストCDM)については、パリ協定の目標に整合的な活動のみを対象とし、ベースライン(プロジェクトを実施しなかった場合に排出されていたと考えられる排出量)は可能な限り最も野心的な水準に設定するなど、野心の向上に寄与する規則が設けられることになった。方法論の開発を含む本メカニズムの規則詳細は今後数年かけて検討される予定である。また、2020年を期限とする京都議定書のもとで実施されていたCDMプロジェクトについては、一定の条件を満たした場合には2021年以降もクレジットの発行が認められることになった。議論の争点となっていた既に発行済みのCDMクレジット(CER)の扱いに関しては、2013年以降に登録されたプロジェクト由来のものであれば、最初のNDC(2030年目標)に限り目標達成に活用できることで決着した。

なお、NDC達成のためにクレジットを活用する場合、両国での二重計上を防止するため、使用するクレジット量に相当する排出削減量をプロジェクトが実施される国(ホスト国)の排出量に上乗せする相当調整(corresponding adjustment)が適用される。COP26では、これまでの議論で適用されることが決定していた協力的アプローチに加え、ポストCDMについても相当調整を適用することが合意された(ただしCERを活用する場合については相当調整の適用はなし)。この方法論の詳細は2022年11月のCOP27で決定される見込みである。

## COP26を踏まえた課題

以上のようにCOP26では様々な合意や決定がなされたが、いくつか課題として指摘すべき点がある。まず、目標引き上げや合意や自主的な声明・宣言の実効性である。今後の大幅な排出削減に向けては、中国・インドなどの排出大国から高い野心を引き出せるかが鍵となるが、グラスゴー気候合意における2030年目標の引き上げに関する合意はあくまでも「推奨」という弱い表現にとどまっている。実際に排出削減目標を引き上げるかは各国の判断に委ねられ、1.5°C目標に整合する2030年目標が掲げられる保証はない。会期中に発表された自主的な声明や宣言についても、必ずしも国際的に影響力のある国が加盟しているわけではないことから、その実効性に疑問が残る。例えば石炭関連の声明では、日本を含む米国、中国、インド、豪州などの主要な石炭消費国が、電気自動車関連の宣言では日本、米国、ドイツ、中国などの主要な自動車生産国が賛同を表明していない。

もう一つの課題は気候変動対策の資金不足である。2009年のCOP15において、先進国は途上国に2020年までに年間1,000億米ドルの気候ファイナンスを提供すると合意している。しかし、OECDの報告<sup>7</sup>によりこの目標は未達となる可能性が高いことが判明した。その結果、途上国に対する不信感が高まり、資金援助についての結論が出なかったことが、会期延長につながったとされている。グラスゴー気候合意では、先進国に対し、目標とされる年間1,000億米ドルの早期の達成と2025年までの支援継続を強く求めている。世界全体が足並みをそろえて1.5°C目標に向けた取り組みを進めることができるように、先進国は支援を拡大する必要があるだろう。

## おわりに

1.5°C目標や石炭火力発電段階的削減などの合意やパリ協定のルールブックの完成など、COP26はネットゼロ達成に向けて一定の成果を上げたといえる。しかし大幅な排出削減に向けては、今回の合意で決まった方針をもとに、各国が更に高みをめざし、目標を具体的な行動に落とし込めるかが重要となる。日本が世界を牽引するような国内外の気候変動対策を推進できるか、今後の日本政府の取り組みに注目していきたい。

- \*1 IPCC「Climate Change 2021 The Physical Science Basis Summary for Policymakers」(2021年8月公開)[https://www.ipcc.ch/report/ar6/wg1/downloads/report/IPCC\\_AR6\\_WGI\\_SPM\\_final.pdf](https://www.ipcc.ch/report/ar6/wg1/downloads/report/IPCC_AR6_WGI_SPM_final.pdf)
- \*2 オランダ環境評価庁「Trends in Global CO<sub>2</sub> and Total Greenhouse Gas Emissions; 2020 Report」(2020年公開)<https://www.pbl.nl/en/publications/trends-in-global-co2-and-total-greenhouse-gas-emissions-2020-report>
- \*3 英国政府ウェブサイト「COP26 President Alok Sharma to warn world leaders they must deliver in Glasgow in Paris speech」<https://www.gov.uk/government/news/cop26-president-alok-sharma-to-warn-world-leaders-they-must-deliver-in-glasgow-in-paris-speech>
- \*4 UNFCCC「Glasgow Climate Pact」(2021年11月公開)[https://unfccc.int/sites/default/files/resource/cma3\\_auv\\_2\\_cover%20decision.pdf](https://unfccc.int/sites/default/files/resource/cma3_auv_2_cover%20decision.pdf)
- \*5 UNFCCC「MESSAGE TO PARTIES AND OBSERVERS Nationally determined contribution synthesis report」(2021年11月公開)[https://unfccc.int/sites/default/files/resource/message\\_to\\_parties\\_and\\_observers\\_on\\_ndc\\_numbers.pdf](https://unfccc.int/sites/default/files/resource/message_to_parties_and_observers_on_ndc_numbers.pdf)
- \*6 環境省「COP26後の6条実施方針」(2021年11月公開)[https://www.env.go.jp/earth/MOEJ\\_A6.pdf](https://www.env.go.jp/earth/MOEJ_A6.pdf)
- \*7 OECD「Climate Finance Provided and Mobilised by Developed Countries: Aggregate Trends Updated with 2019 Data」(2021年9月公開)<https://www.oecd.org/env/climate-finance-provided-and-mobilised-by-developed-countries-aggregate-trends-updated-with-2019-data-03590fb7-en.htm>
- OECDウェブサイト「Statement by the OECD Secretary-General on future levels of climate finance」<https://www.oecd.org/newsroom/statement-by-the-oecd-secretary-general-on-future-levels-of-climate-finance.htm>

### 金池 綾夏 プロフィール

2019年に京都大学大学院地球環境学専攻修了、みずほ情報総研(現みずほリサーチ & テクノロジーズ)に入社。環境エネルギー第1部に所属し、カーボンプライシング施策を中心に国内外における気候変動緩和分野の政策調査を担当。

#### ご注意

1. 法律上、会計上、税務上の助言: みずほグローバルニュース(以下、「本誌」)記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. 著作権: 本誌記載の情報の著作権は原則としてみずほ銀行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
3. 免責: 本誌記載の情報は、みずほ銀行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。みずほ銀行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容いかんにかかわらず一切責任を負いませんのでご了承ください。

作成: みずほ銀行 国際戦略情報部

### お問い合わせ先

詳しくはお取引店または下記まで

e-mail: **globalnews.mizuho@mizuho-bk.co.jp**

(2022年3月7日現在)